



Title	<史料所見> 聖職者における教皇・国王への同時両属：1198年から1304年まで
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 42(2), 1-79
Issue Date	1994-01-27
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/33620">http://hdl.handle.net/2115/33620</a>
Type	bulletin (article)
File Information	42(2)_PL1-79.pdf



[Instructions for use](#)

## 〈史料所見〉 聖職者における教皇・国王への 同時両属

—— 1198年から1304年まで ——

東 出 功

### 《はじめに》

問題の所在を具体的な事例にそくして説明しよう。

[1] ① “(1) Venerabili domino suo Ph[ilippo (II)] Dei gracia illustri regi Francie, devotus consanguineus suus H[enricus (III)] eadem gracia rex etc., salutem. (2) Noverit serenitas vestra quod formam in qua dilectus nobis vir providus et discretus, magister P[etrus] de Colle Medio, *clericus noster*, et *capellanus domini pape* et socius domini Pandulfi, Anglie legati, vobiscum convenit super treugarum prorogacione, propter quam ipsum ad vos mittimus, gratam habebimus et acceptam. (3) Et eo modo quo eas firmari facietis ex parte vestra, eas ex parte nostra firmari faciemus …… (Sept. 1219)” — *Patent Rolls, 1216–25*, pp. 205f. ② “(4) Letter from Reginald, king of the Isles, to the pope. (5) At the exhortation of Pandulf, papal legate, he has given to the pope his island of Man, and he binds himself and his heirs to hold it in fee from the Roman church …… (6) There were present at this donation these members of the legate’s *household*, Master Peter de Collemedio [*sic*], *papal chaplain*; Master Ardingus of Pavia, papal subdeacon …… (Sept. 1219)” — *Calendar of Papal Letters*, I, 69.

これら2通の文書は、いずれもピエートロ=デ=コッレ=メーディオに言及している。説明の便宜のために文頭に(1)から(6)までの番号を付記した。文書①は、イギリス国王ヘンリ3世からフランス国王フィリップ2世にあてた書簡

である(1) (ここまでが(1)の文言に対応することを示す。以下同様)。ヘンリはフィリップとの休戦期間を延長すべく、ピエートロを使者としてフランスへ派遣しその協議に当らせていた。文面によればすでに休戦延長の基本合意が成立しており、その合意事項に対してヘンリから受諾の内意が伝えられ、フィリップの側でもそれを確認しているという(2)。次の段階として、両国王がそれぞれの内意を正式に確定するための手続きが提案されている(3)。文書①の要点は以上である。

文書②は、アイルランド海のいわゆる“諸島”の国王レジナルドから教皇にあてた書簡である(4)。国王は教皇特使パンドルフォからの要請を受諾してマン島を教皇へ献上し、それをあらためてローマ教会からの知行として受領した(5)。最後に(6)では、この献上手続きの立会人が列挙されており、ピエートロがその筆頭にあげられている。

問題は文書①におけるピエートロの称号のうちで、とりわけ斜体字の文言である。彼はまず“*clericus noster*”すなわち“*clericus regis : king's clerk*”である。この“国王の聖職者”とは、結論を端的にいえば、聖職者のうちで国王直属身分を取得したものである。以下これを KC と略記する。

ピエートロはまた“*cappellanus papae : papal chaplain*”でもある。カペラーヌスとは、語義にそくしていえば“*cappella : chapel*”すなわち礼拝所に所属する司祭を意味する。しかしカペラーヌスということばは厳密に礼拝所構成員だけに限定されず、上記のクレリクスと互換的に、単に聖職者身分を意味することもある。現にピエートロのばあいのように、称号としての“教皇礼拝所司祭”は、聖職者のうちで教皇直属身分を取得したものを意味し、実際には教皇礼拝所の構成員であるものに限定されない。以下これを PC と略記する。

ピエートロはおそらくまず PC 身分を取得し、その上で教皇特使パンドルフォの“ソキウス”としてイングランドへ派遣された。これは“同僚”を意味することもあるが、②ではパンドルフォを家長とする“家政 *familia : household*”の“構成員”であるという。この“家政構成員”とは、同僚というよりも通例としてむしろ下僚である。②における“*members of the*

legate's household”は、原文では“*familiares legati*”かと推定される。

KC 身分は渡来以後に取得したものではないか。フランスへはイギリス国王の使者として派遣されている。同一文書に KC と PC とが併記されており、そのことからして国王直属身分の取得以後にも教皇直属身分を失っていないものと推定される。特使バンドルフォは、マーズナ=カルタの前文にその名を留めている。ヘンリ 3 世の治世初期にはなおイングランドに留まっており、王国の最高の意思決定に対して絶大な影響力を行使しうる地位にあった。ピエートロの KC 身分取得にせよ、また使者への起用にせよ、バンドルフォの意向と無関係であったとは考えがたい。PC としてのピエートロを国王の使者として起用するには、彼がすでに国王直属身分でもあること、あるいは派遣以前にその身分を追加して与えておくことがいわば必要条件であったといえないか。逆に国王直属身分を欠いたままでは、彼に使者の任務を委嘱すること自体が不可能であろう。

[2] ① “Appointment of Henry de Wyngham [Wengham, Wingham, Wingan, Winham], *king's clerk*, together with one knight of each county, to keep the king's escheat between the Humber and the Trent …… (1246)” — *Calendar of Patent Rolls, 1232–47*, p. 482. Cf. also p. 508. ② “Appointment of Henry de Wingham or Wingan, subdeacon, one of the *king's clerks*, to be a *papal chaplain* (1254)” — *Calendar of Papal Letters, I*, 300. ③ “ …… to Henry de Winham, *papal subdeacon and chaplain*, of the diocese of London, who is engaged in the king's service …… (May 1255)” — *Ibid.*, p. 316. ④ “ …… Henry de Wingan, *papal chaplain*, in regard of his deanery of St Martin's-le-Grand, London …… (Feb. 1259)” — *Ibid.*, p. 364. ⑤ “ …… and the *king's clerks* John Mansel, treasurer of York, and Henry de Wengham, dean of St Martin's, London …… (Jan. 1259)” — *Calendar of Patent Rolls, 1258–66*, p. 8.

このヘンリは、ケント州ウインガムの出身であるという。彼の KC 身分は、すでに1246年に確認される。王権帰属不動産の管理官に任命され、トレント川以北ハンバ川までの地域を管轄した①。1255年にはヘンリ 3 世の大法官に

任命され、1259年にはロンドン司教に就任する。②は教皇令状であり、PC身分への任命の辞令である。引用 [1] の①と同様に、これにも KC 身分・PC 身分の双方が併記されている。PC 身分の取得は、大法官への任命の前年である。

次の③も教皇令状であり、この中では“教皇副助祭・教皇礼拝所司祭”と併記されている。当時の PC には、これら両称号の併記の事例も少なくない。②では単に“副助祭”とだけ書かれていたが、それも品級としての副助祭ではなくて、教皇直属の身分呼称としての“教皇副助祭”であろう。逆にいえば、すでに副助祭の品級を超えているものと推定される。いずれにせよ③では、これらの身分呼称のほかに、彼が“国王のもとに勤務している”ことに言及されている。大法官の勤務は、同年の1月から始まっていた。

ロンドン司教に選挙されるのは1259年の6月であり、最後の2通④⑤はいずれも選挙の数か月前のものである。一方の④すなわち教皇令状では PC とだけ書かれ、他方の⑤すなわち国王の開封勅許状では逆に KC とだけ記載されている。そのことは、教皇側でヘンリの KC 身分を否認したからではない。また国王側で彼の PC 身分を否認したともおもわれぬ。彼がもともと KC であること、また後に PC 身分をも取得したことは、教皇側・国王側の双方にとっておそらく周知の事実であった。記載の相違は、双方の関心の相違を示すものであろう。教皇側では彼が PC であるか否かに関心があり、国王側では逆に PC 身分をあえて併記する必要がなかったということであろう。

× × × × ×

本稿の表題は、上記の通り「聖職者における教皇・国王への同時両属」である。ある聖職者が教皇・国王の両者に同時並行的に“直属”していたことは、ピエートロやヘンリの事例からして明らかである。しかもピエートロが KC 身分を取得するに当って、またヘンリが PC 身分を取得するに当って、彼らに違法あるいは背信の認識があったか。

ピエートロはなるほど遠隔地に駐在し、教皇の直接監視が及ばないとしても、教皇特使パンドルフォの“家政構成員”である。家長パンドルフォに内

密に KC 身分を取得しうるはずがない。ヘンリは辺地勤務の軽輩ならばともかく大法官候補級の高官であり、翌年には実際に大法官に任命されている。国王に内密に PC 身分を取得することは、完全に不可能であろう。複数のパトロンへの“同時両属”は、違法でも背信でもなかった。ときには一方のパトロンの指示で、他方のパトロンに直属することもありえたであろう。

本稿の意図は、まずもってこのような“同時両属”の事例を史料情報にそくして検証することにある。“同時両属”に注目したのは何故か。その点については、第 1 節であらためて言及したい。ここでは最後に、本稿の主要な典拠をあげておこう。

◎ *Calendar of Entries in the Papal Registers, relating to Great Britain and Ireland, Papal Letters, Vol. I, A. D. 1198–1304.*

以下これを『教皇令状簿』と呼び、Letters と略記する。

これは字義通りにいえば『教皇記録簿摘録——大ブリテン・アイルランド関係——教皇令状編』である。本稿ではその第 1 巻を基本的な情報源とした。本稿の対象とする時代の範囲は、副題に明記の通りである。この範囲は『教皇令状簿』第 1 巻を基本的な情報源としたことによる。第 1 巻以外から引用するときは、巻数を明記する。

◎ *Patent Rolls of the Reign of Henry III, Vols. I & II (1216–32)*

◎ *Calendar of the Patent Rolls, Henry III, Vols. III ~ VI (1232–72)*

◎ *Calendar of the Patent Rolls, Edward I, Vols. I ~ IV (1272–1307)*

以下これを『開封勅許状簿』と呼び、出典を示すばあいには *Hen* あるいは *Edw* と略記する。たとえば *Hen-III* はヘンリ 3 世治世の第 3 巻を、また *Edw-I* はエドワード 1 世治世の第 1 巻を示す。

これらはいわば補助的な情報源であり、上記の『教皇令状簿』第 1 巻からの情報の検証と確認とに利用される。ヘンリ 3 世治世の最初の 2 巻だけはラテン語の原文のまま編集されているが、第 3 巻以降はいわゆる“カレンダ”すなわち現代英語による“摘録”の形式になっている。本稿ではまず『教皇令状簿』第 1 巻から教皇直属身分の情報を網羅的に抽出し、それらの人物全員について『開封勅許状簿』から関連情報を探索した。

では『教皇令状簿』の第1巻は、基本的な情報源として最適であるか。筆者自身はこれまで一連の拙稿<sup>a)</sup>において『教皇令状簿』の第1巻から第12巻までを主要な情報源としてきた。合計8,268頁がそれである。第1巻の621頁は、その7.5%に過ぎない。全12巻では1198年から1471年まで通算273年に及んでいるが、第1巻はそのうちの106年にわたっている。全体のほぼ40%にわたる期間にわずか7.5%の紙面しか充てられていない。情報の密度という点からいえば第1巻はもっとも希薄であり、従って本稿の意図からすれば情報源としてとりわけ不適當である。『開封勅許状簿』についても事情は同様で、13世紀は情報量が少なく、14世紀から激増する。たとえばエドワード3世の治世50年間だけで合計16巻にのぼっており、ヘンリ3世・エドワード1世の治世合計91年間の合計10巻と比較して3倍以上の増加である。

要するに本稿は、情報密度の最低の時代を意図的に選択したことになる。何故か。それは最悪の条件のもとで、どの程度の事例を検出するか。その点を確認しておきたい、ということに尽きる。情報源の状況とそれらを選択した理由については以上に留める。

なおこれ以降、人名のカタカナ表記に当っては、ほぼ英語の発音に準拠する。

---

a) A 「イングランドの司教補佐——1300年から1541年まで」上・中・下（北海道大学『文学部紀要』通巻68・69・70号，1990/91年）；B 「イングランドにおける司教補佐の代行者委任——1198年から1471年まで」上・中・下（同上通巻71・72・73号，1991/92年）ならびにC 「《史料所見》*Calendar of Papal Registers*における教皇官僚——1198年から1471年まで」上・中・下・追補（同上通巻74・75・77・78号，1992/93年）がそれである。

---

## [1]

個別事例の検証に先だって、本節では次の2点に言及しておきたい。まず第1点は、この“同時両属”を当時の時代風潮の中でどのように理解すべき

かということであり、また第2点は、教皇や国王への“直属”ということ自体の意味である。

(1) 俗人世界における類似の慣行：“複数封主制”

聖職者における教皇・国王への“同時両属”に注目したのは、ピエートロよりもヘンリの事例が先であった。ヘンリは前出引用 [2] の④および⑤に記載の通り、ロンドン聖マルティヌス大聖堂の参事会長である。筆者はかつてこの大聖堂の歴代参事会長全員の経歴を追跡したことがあり<sup>1)</sup>、ヘンリはその第13代の参事会長であった。一方のピエートロに関する情報には、後に教皇特使パンドルフォの関連情報を検出する過程で遭遇した。いずれにせよこれら両者について“同時両属”の事実がまさに事実として確認され、そこから同時代のある慣行が連想された。

---

1) 拙稿 D 「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政」上・中・下 (北海道大学『文学部紀要』通巻62・63・64号, 1987/88年) のうち (中) でヘンリを扱っている。しかしこれの執筆の時点では、彼の PC 身分への言及を避けた。パンドルフォ (パンドゥルフ) については、拙稿 C (下) 第13節ならびに (追補) でも言及している。

---

この“同時両属”は、俗人封主・俗人封臣間の類似の慣行を連想させないか。ある封臣が同時に複数の封主に臣従すること、つまり複数封主への“同時両属”は、諸家の概説によってすでに周知の事実である。ハインリヒ=ミタイスは、“Pluralvasalität”という術語をこれに充てた。フランソワ=ルイ=ガンズホフは術語的な表現によらず、さらに平易に“pluralité d’engagements vassaliques”と説明した。後にギ=フルカンも同様に、これを“multiplicité des contrats vassaliques”と表現している。筆者はこれまで、このような慣行を“複数封主制”と呼んできた。なおこの“複数封主制”が否定されれば、すなわち複数封主への同時臣従が許容されなくなれば、そこに“単一封主専属制”が実現される<sup>2)</sup>。

---

2) Heinrich Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte, ein Studienbuch*, 2te, erweiterte Aufl., 1952, S. 98; François Louis Ganshof, *Qu’est-ce que la féodalité ?* 4<sup>e</sup> éd., 1968, p. 52,



94; Guy Fourquin, *Seigneurie et féodalité au moyen âge*, 1970, p. 126 et seq. 世良晃志郎教授はミタイスの概説を翻訳(『ドイツ法制史概説』創文社, 1954)され、上記の術語に“多数封臣関係”という訳語を充てられた。しかしこれでは単数の封主と多数の封臣との主従関係を連想させかねない。また世良教授は“*ligische Treue*”を“無条件の誠実”と訳された。これも説明的にいえば“単一封主専属の誠実”であろう。そのような誠実関係のもとにおける封臣は“*homo ligius*”と呼ばれる。単一封主専属の封臣である。

“複数封主制”の否定の過程、すなわち“複数封主制”から“単一封主専属制”への移行の過程は、同様に諸家の指摘の通り地域によって多様である。たとえばフルカンによれば、イギリスでは「12世紀の末にいたるまで慣習法上でも、封臣に複数の専属封主をもたせないという原則が主張されていた」という。複数の専属封主ということ自体が形容矛盾であり、この原則は王権側からすれば当然の主張である。しかもそれは単なる原則に留まらず、その以前から、すなわちヘンリ1世の治世(1100-35)から「単一封主専属制の王権による独占」が現実に行進していたという。

王権による独占とは、国王の専属封臣に国王以外の専属封主をもたせないということであろうか。あるいはすでに国王の専属封臣であるものに対しては、仮に国王以外の封主への臣従を許容するとしても、その封主に対する専属臣従の契約を禁止するということであろうか。フルカンの表現は過度に抽象的で、真意が判然としない。

いずれにせよ俗人世界では、少なくともイギリスにおいて、専属臣従に関して複数から単数への変化が王権主導のもとに行進しつつあったという。逆にいえばそのイギリスにおいてすら、それ以前には複数封主への“同時両属”が実際に許容されあるいは放任されていたことになる。また大陸とりわけドイツでは、その後も“複数封主制”が克服されずに存続したという。

上記の通りピエートロやヘンリには、PC身分・KC身分の同時併存、つまり教皇・国王への“同時両属”の事実が確認された。これを俗人世界の“複数封主制”と同一視しうるか。両者を無条件に同一視することは、なるほど無謀である。では逆に両者が完全に無関係であり、あるいは完全に異質であるといえるか。

本稿の意図は、究極においてこれら両慣行の共通点・相違点を少なくとも現象面あるいは機能面においてさぐることにある。またここで問題を現象面・機能面だけに限定したのは、筆者自身の手もとの情報源の制約によるもので、現状では議論が教会法や封建法の法理論の次元にまで及びえない。

(2) PC・KCにおける“直属”の意味

a) KCのばあい

まずKCにおける国王直属身分とは、どのようなことか。筆者はこれまでKCに関する幾つかの論稿<sup>3)</sup>を發表しているのので、ここでは次の2点を再確認し、説明を補足するだけに留めよう。

第1点。KCとは、国王の行政官僚のうちでも、聖職者である点において俗人官僚から区別される。

第2点。KCとは、聖職者のうちでも、国王から直接に給養される点において他の聖職者から区別される。

これはG. P. カティノウの定義<sup>4)</sup>を筆者なりに要約したものであって、本稿の課題からすればとりわけ第2点が重要である。国王からの直接給養は、貨幣・現物のほかにしかるべき聖職禄の支給によってなされる。たとえば夏用・冬用の衣服も支給されたというが、それらはまさにKC身分の象徴であり、それらを定期的に支給し受領することによって直属の支配・従属関係を相互に再確認し、またその関係の継続を確認したであろう。国王は彼らを行政の実務担当から免除したときにも、そのままKC身分に留めておくことが少なくない。彼らを“予備役”状態に留めておけば、必要に応じて“現役”に復帰させることも可能になる。

---

3) E 「“King's clerks”に関する二つの試論」北海道大学『人文科学論集』第9号(1972)；F 「中世イギリスの中央行政機関におけるKing's clerks」堀米庸三編『西洋中世世界の展開』東京大学出版会(1973)；G 「“King's clerks”の下限考——King's servants考(序)」北海道大学『人文科学論集』第20号(1984)；H 「中世後期における“King's servants”」イギリス中世史研究会編『イギリス中世社会の研究』山川出版社(1985)；I 「中世イギリスの国家と教会」学生社『中世史講座』第5巻(1960)。

4) George Peddy Cuttino, “King's Clerks and the Community of the Realm”,

*SPECULUM*, XXIX (1954), 395ff.

b) PC のばあい

では一方の PC における教皇直属身分とは、どのようなことか。ここでは筆者の最近の論稿から次の記述を引用し、その上で説明を補足したい。

「……“教皇礼拝所司祭”という称号は、単に聖庁ロタ法院の聴取判事という特定の役職のみならず、一種の“名誉の称号”としても用いられたという。すなわち“教皇礼拝所司祭”の称号を帯びているからといって、全員がロタ法院に勤務しているとは限らない。また彼らがいずれかの教皇礼拝所において実際に司祭職を取得していたとも限らない。要するにここで“名誉の称号”とは、いわば称号のみで無任所であることを意味する。」<sup>5)</sup>

この引用の直前では、聖庁ロタ法院 *Rota Sacra Romana* の聴取判事 *auditor* が PC の中から選任されたことに言及されていた。またこの引用では名誉称号としての PC について、称号のみで“無任所”であることだけが指摘されている。しかし本稿の課題との関連でいえば、たとえ“無任所”の PC でもその身分に相応の特権を享受していたことこそが重要である。いいかえると PC とは、大半が教皇直属の特権身分であった。その特権の実態については別稿に譲り、ここではその一端を史料の例示によって示唆しておこう。

---

5) 引用は拙稿 C (上) の《はじめに》から。なおロタ法院とその聴取判事については、同じ拙稿 C の第 4 節で検討されている。

[1] ① “To William de Askeby, chancellor of London …… He is made papal chaplain ; and is given an indult to enjoy all the *privileges of that dignity* (1352)” — *Letters*, III, 435. ② “To Stephen de Byllyngsley, a Friar Minor. The like [conferring on him the *dignity of papal chaplain*], with grant to use and enjoy the *indulgences, immunities, [exemptions and] privileges* granted to chaplains of the apostolic see by John XXII (1316–34) and Clement VI (1342–52), the restrictions by Innocent VI (1352–62), Urban V (1362–70),

Gregory XI (1370–78) [and Urban VI (1378–89)] notwithstanding (1390)” — Letters, IV, 276.

この2点は、いずれも『教皇令状簿』第3巻・第4巻からの引用である。第1巻には遺憾ながらPC身分の特権に関する明示的な記述がない。①はPC身分の“諸特権”に言及しているが、その内容を明示していない。②の斜体字の文言は、一般に“特免・免除・免属・特権”などという訳語が充てられている。ここではとりあえず一括して“特権”と考えておこう。なおこの2点の文書では、PC身分が“*dignitas: dignity*”と見なされていることに注目したい。この“ディーグニタース”ということばは、司教座聖堂あるいは在俗共任聖堂の参事会員のうちでも、とりわけ参事会長・聖歌隊主管・文書主管ならびに財務主管などの要職にあるものを一般の参事会員から区別するばあいにもちいられる<sup>6)</sup>。PCとは、要職参事会員級の地位であろうか。

---

6) “DIGNITÉS. — Ce mot, synonyme de dignitaires, lui est préféré dans le langage courant du droit canonique, et sert à désigner les personnes qui dans les chapitre des églises cathédrales ou collégiales jouissent de quelque prééminence sur les autres membres du chapitre.” — R. Naz (dir. par), *Dictionnaire de droit canonique*, (1942), IV, 1226.

---

教皇直属とは教皇裁判権への直属であり、それを逆にいえば現地の司教裁判権からの免属特権であろう。同じ②によれば、それらの特権はまずヨハネス22世・クレメーンズ6世から与えられ、その後インノケンティウス6世・ウルバーヌス5世・グレゴリウス11世・ウルバーヌス6世によって部分的に制限されたという。それらの内容の詳細については、あらためて別稿で検討したい。

[2] “(1) Exemption to Master Gervase, of London, papal subdeacon and chaplain, canon of Salisbury, from the episcopal jurisdiction of the bishop of Hereford (2) as to a papal provision in his diocese, on account of which the bishop persecutes him and his, and (3) as to a suit between them for certain benefices of which the bishop has deprived him(1259)” — *Letters*, I, 368.

『教皇令状簿』第1巻においてPCの“特権”に言及したのものとしては、

この令状や次の引用 [3] がまだしもそれに当るといふべきか。ジャーヴァスは教皇副助祭でありまた PC でもあって、ソールズベリ司教座では参事会員職をえている。この令状は、彼をヘレファド司教の裁判管轄権から免属したものである(1)。彼は教皇直任によってヘレファド司教管区でも聖職禄を追加取得することになったが、彼とその代理人に対して同司教の迫害が及んでいるという(2)。彼はまたほかの聖職禄に関しても同司教から占有を阻害されており、同司教と係争中である。ジャーヴァスは、これらの事件に関してこの令状によってヘレファド司教の裁判管轄権から免属されることになった(3)。

[3] ① “(1) Mandate to the archbishop of Canterbury and the archdeacons of London and Canterbury (2) to induct and defend Master Peter de Sancto Mauro, papal chaplain, archdeacon of Surrey, or his proctor, (3) in possession of the archdeaconry and church and chapels of Farnham [co. Surrey], (4) calling in, if necessary, the aid of the secular arm, and (5) citing any who oppose him to appear before the pope within three months (1264)” — *Ibid.*, p. 406. ② “(6) To Master Peter de Sancto Mauro, papal chaplain, archdeacon of Surrey. (7) Sentence given by the pope in his favour in regard to the said archdeaconry, (8) originally conferred on him with institution and induction by Ademar [Aymer de Valence *alias* de Lusignan], bishop elect of Winchester, *whose clerk he was*, (9) together with the church of Farnham and its chapels annexed to the archdeaconry (1263)” — *Ibid.*, p. 405.

最初の令状は、カンタベリ大司教のほかにロンドン・カンタベリの両司教補佐に充てられている(1)。PC 身分のサリ司教補佐ピータとその代理人に対する配慮を指示したものであり(2)、ピータのためにファーナム聖堂とその付属礼拝所との占有権を保障すること、しかも占有開始に当って抵抗を排除することが指示された(3)。さらに文面では、必要に応じて世俗の武力の導入も許容され(4)、また抵抗者があるときは3か月以内に教皇裁判所へ出頭させることになっている。

ピータはその前年に令状②を受給していた(6)。その令状とは、サリ司教補佐職をめぐる係争に関して教皇がピータ勝訴の判決を与えたものである(7)。

この司教補佐職は、もともとエイマがウィンチェスタ司教の被選候補者であった時点で、ピータがエイマから与えられていた。なお当時のピータはエイマ直属身分の聖職者であった(8)。教皇直属・国王直属のみならず、聖職者には“司教候補者直属”もありえた。なお上記のファーナム聖堂ならびにその付属礼拝所は、サリ司教補佐職に固有の聖職禄であったという(9)。

『教皇令状簿』第1巻からジャーヴァスとピータとの2名の事例を引用した。これらの事例では、なるほど両者に対する特別な配慮がうかがわれる。ジャーヴァスはある聖職禄の占有に関して現地司教から免属され、またピータは占有開始の安全を保障された。しかしその配慮とは、PC身分それ自体に固有の特権に対する配慮ではない。いわば偶発的な係争の解決に当って彼らがたまたま優遇されたに過ぎない。

それに対して引用[1]の特権は、PC身分の授与に当って同時にしかも身分固有のものとして与えられた。しかもそのような特権の記載は『教皇令状簿』第3巻以降に特有のものであって、第1巻・第2巻からは検出されない。何故か。ここでは軽率な断定を控えて、その事実を指摘するだけに留めたい。

[4] “John Chandos, ambassador of the prince of Aquitaine and Wales. On behalf of his confessor, John Lyons, a Friar Preacher …… who has lately been made a papal chaplain, *for the privileges and immunities of the office* …… (1366)” — *Calendar of Petitions to the Pope*, I, 522. (henceforward as *Petitions*).

この出典は『教皇記録簿摘録——大ブリテン・アイルランド関係——対教皇請願編』である。これは遺憾ながら今日もなお第1巻しか刊行されていない。本稿ではこれを『対教皇請願簿』と略称する。この引用[4]における請願者ジョンは、配下の聴罪司祭ジョンのためにPC身分に固有の特権の授与を要請している。最後の“office”がラテン語原文においても“officium”であったか否か、筆者には確認の手段がない。しかしこれは、基本的に上記の“ディーグニタース”と同義であろう。教皇令状の大半は、このような請願に基づいて、すなわち請願を受理して発給される。

文面によれば、聴罪司祭ジョンの PC 身分取得が現在完了で書かれている。この請願書は、そのジョンに特権授与を求めたものである。それは何を意味するか。

[5] ① “To Thomas Burforde, Augustinian canon of Lantoney [Llanthony] priory by Gloucester. Conferring on him the dignity of papal chaplain, *with the enjoyment of all immunities, privileges, etc.* …… (1396)” — Letters, V, 27f. ② “To Reginald Jordan, priest, of the diocese of Winchester. The like [conferring on him the dignity of papal chaplain], *with privileges* (1397)” — *Ibid.*, p. 28. ③ “To John Bolte, Augustinian canon of Ivychurch in the diocese of Salisbury. The like, *without privileges* (1397)” — *Ibid.*, loc.cit. ④ “To John Stodham, Cistercian monk of Wouborn [Woburn] in the diocese of Lincoln. The like, *without privileges* (1397)” — *Ibid.*, loc. cit.

『教皇令状簿』では、同類の文書をしかるべき見出しのもとに一括して配列することがある。この4通に関しては、見出しが“DE CAPELLANATU HONORIS”すなわち“名誉称号としての[教皇]礼拝所司祭職関係”となっている。合計28通の中から4通だけを引用した。②以下は“同上”という文言になっているが、すべて名誉 PC の称号授与の令状である。斜体字の文言に注目されたい。①②ではいずれも称号授与と同時に特権の享受が認可されているのに対して、③④では“特権を伴わない”ことが特記されている。要するに特権を欠く PC も存在しえたということである。引用 [4] の聴罪司祭ジョンは、称号授与の際に“特権を伴わない”ものとして扱われたと推定される。

『教皇令状簿』の第1巻においては、PC 身分の特権に関して上記の通りなるほど直接的・明示的な記述がない。しかし間接的には、第1巻における以下の一連の令状から特権の一端がうかがわれる。

[6] ① “Mandate to the dean of Holt, in the diocese of Norwich, to make provision to Peter Cinthii Guidonis, *papal sub-deacon and chaplain*, of a prebend in England, value not less than 50 marks …… (1240)” — Letters, I, 188. ② “Mandate …… to make provision of a benefice in England to Matthew

de Alperino, *papal chaplain* …… (1247)” — *Ibid.*, p. 231. ③ “Mandate to the archbishop of Canterbury to make provision of some benefice in England to Albert, curate (*plebano*) of Campilio, *papal chaplain*, kinsman of the Queen of England (1247)” — *Ibid.*, p. 249.

これら3件の令状では、いずれも外国出身のPCに在イングランド聖職禄の調達を指示している。彼らが実際にイングランドへ渡来したか否かは不明である。①では、調達すべき聖職禄の年収額が50マークをくだらないことが付記されている。

[7] ① “Indult to Master John de Cheam [co. Surrey], *papal chaplain*, canon of St Paul’s, London, to hold an additional benefice (1252)” — *Ibid.*, p. 279. ② “Indult to Master Giles de Avenebury [Avenbury, co. Hereford], *papal chaplain* …… to hold one dignity or parsonage with cure of souls, besides the benefices which he has (1253)” — *Ibid.*, p. 293. ③ “Collation to Adam de Cantuaria, an English priest, *papal chaplain*, of the rectory of Brychenham (Bridgeham), in the diocese of Norwich ……”(1264)” — *Ibid.*, p. 412.

イングランド出身のPCについて、やはり3件だけ例示した。ジョンはロンドン司教座の参事会員であり、その聖職禄のほかに追加の聖職禄の占有を認められた①。ジャイルズもまた現に複数の聖職禄を占有しており、そのほかにしかるべき“ディーグニタース”すなわち要職参事会員職かあるいは“*personatus cum cura animarum*”すなわち聖堂区住民の司牧義務を伴うような聖堂区司祭職の追加占有を認められた②。アダムもまた聖堂区司祭職を取得した。外国出身者であれ、またイングランド出身者であれ、これらと同種の事例は『教皇令状簿』第1巻だけでも多数にのぼり、第2巻以降ではさらに増加する。

[8] ① “Indult to Drogo de Crablevill, *on petition of the king, whose clerk he is*, to hold another benefice …… (1240)” — *Ibid.*, p.186. ② “Dispensation, *at the queen’s request to her clerk* Robert de Chauro, rector of Stanton, in the diocese of Ely, to hold one parsonage or dignity besides the benefices which he has …… (1254)” — *Ibid.*, p. 307. ③ “Licence to the same [Otho



cardinal deacon of St Nicholas in Carcere, papal legate], *on petition of Simon [de] Montfort, earl of Leicester*, to grant such dispensation as he shall see fit to Master Robert de Valentiis, *the earl's clerk*, to hold two benefices with cure of souls (123)" — *Ibid.*, p. 168. ④ "Indult to Thomas Makerel, clerk of the diocese of Salisbury, *at the request of William Longespee* [earl of Salisbury], *whose clerk he is*, to hold an additional benefice …… (1247)" — *Ibid.*, p. 233.

聖職禄の取得に関して教皇から恩恵を受けるには、PC 身分が不可欠の条件であるか。ここでは4例だけを引用した。①では国王からの“請願”によって、すなわち国王の仲介によって KC 身分のものが聖職禄の追加占有を容認されている。②のロバートは王妃直属身分の聖職者であり、王妃からの“要請”によって、すなわち王妃の仲介によって同様に追加占有を認可された。③は枢機卿宛の令状であり、2件の聖職禄の占有認可権をその枢機卿の裁量に委ねたものである。このばあいには、教皇の恩恵が枢機卿に媒介されて間接的に与えられる。この“請願”者つまり仲介者はレスタ伯シモンであり、受益者は伯直属身分であって、彼もまた PC ではない。最後の④では、やはり伯の仲介によって伯直属身分の聖職者が受益者になっている。

[9] ① "Indult, *at the request of J. cardinal of St. Laurence's in Lucina, to his chaplain*, Ralph de Cropper, rector of Newenton, in the diocese of Lincoln, to hold an additional benefice with cure of souls …… (1257)" — *Ibid.*, p. 351. ② "Mandate to the archbishop of York, *at his request and that of the bishop of Chichester*, to dispense with Oddo, his clerk …… that he could hold an additional benefice …… (1231)" — *Ibid.*, pp. 125f. ③ "Dispensation *at the request of the archbishop of Canterbury, to his physician*, Master William de Twytham, rector of Geroiweston, to hold also the church of Mersteham [Merstham, co. Surrey, or Mersham, co. Kent], in the same diocese …… (1255)" — *Ibid.*, p. 325. ④ "Dispensation to Master Abraam, archpriest of Armagh [Ireland], *at the request of the archbishop* [Armagh], *whose chaplain he is*, to hold one benefice with cure of souls, besides the two …… (1256)" — *Ibid.*, p. 328. ⑤ "Indult, *at the request of Thomas, bishop of Lismore* [Ireland],

to his clerk, John, dean of the same [Lismore], to hold one benefice in Ireland …… (1259) — *Ibid.*, p.367. ⑥ “Provision to Robert de Maydenestane, at the request of John, bishop of Winchester, whose clerk he is, of the church of Adurbiri [Adderbury, co. Oxford], in the diocese of Lincoln …… (1297)” — *Ibid.*, p. 570.

請願の仲介者は国王・王妃・伯など俗界の有力者だけに留まらず、これら6件の事例では聖界の有力者がそれぞれ直属聖職者の請願を仲介している。まず①では、枢機卿がそれを仲介した。②ではヨーク大司教とチチェスタ司教とが連名で仲介し、大司教直属聖職者の請願が認可されている。③では受益者がカンタベリ大司教直属身分の医師であり、現に聖堂区司祭職を占有し、ほかに聖堂区司祭職の追加占有を認可された。④および⑤はアイルランドの事例であり、大司教・司教がそれぞれ直属聖職者の請願を仲介している。最後の⑥においても、仲介者は司教である。

要するに聖職禄の取得に関して教皇の直接の恩恵を受けるためには、必ずしも PC であることを必要としない。請願に当って有力者の仲介がえられれば、教皇直属身分を欠くものでもその恩恵を受けられた。

[10] ① “Mandate …… to make provision, at the request of G. de Prefectis, *papal subdeacon and chaplain*, to his nephew Deodatus of a benefice in England value 20 marks …… (1236)” — *Ibid.*, p. 154. ② “Dispensation, at the request of Master Robert de Cotum, *papal chaplain*, doctor of theology, to Master Bartholomew, rector of Winterton, in the diocese of Norwich, to hold an additional benefice (1253)” — *Ibid.*, p. 282. ③ “Indult at the petition of John de Camezan, *papal chaplain and auditor of ‘littere contradictae’* to his nephew John, canon of Exeter, to enjoy for seven years the fruits of his prebend while engaged in studies …… (1257)” — *Ibid.*, p. 350

これら4件では、斜体字の文言に若干の相違はあれ、いずれも PC が請願を仲介している。しかるべき有力者の仲介があれば、教皇直属身分を欠くものでも教皇から直接の恩恵が受けられた。そのことは引用 [8] および [9] に関連して今しがた述べたところであり、これら3件もまたまさにその例示

にほかならない。しかもこれらにおいては、ほかならぬ PC 身分のものがその“有力者”であり、請願を仲介している。

要するに PC は、教皇の直接の恩恵の受益者でありえたのみか、請願の仲介者でもありえた。『教皇令状簿』第 1 巻では、PC の特権に関して情報がなるほど希薄である。しかし第 1 巻の時代つまりほぼ 13 世紀においてすら、PC であることは相応の特権を意味したものと考えて大過ない。

なお③の仲介者ジョンは、PC でありしかも“反論文書の聴取判事”である。また④の仲介者 G は、PC であるとともに“教皇副助祭”である。これらの称号についてはすでに拙稿で詳述しているので、ここでは説明を反復しない<sup>7)</sup>。しかしこのような役職や身分の呼称が併記されているときは、PC が単なる名誉称号ではなく、彼らは実際に教皇直属の官僚であったと見なされる。

---

7) 拙稿 C (上) 第 5 節および (追補) 第 2 節。

---

\* \* \* \* \*

本節の構成は以下の通りであった。

- (1) 俗人世界における類似の慣行：“複数封主制”
- (2) PC・KC における“直属”の意味

- a) KC のばあい
- b) PC のばあい

まず (1) では、とりあえず聖職者における“同時両属”なるものと同時代の俗人世界における“複数封主制”との現象面・機能面における類似性を示唆した。そのことについては、本稿末尾であらためて言及される。

続いて (2) の a) では、KC 身分の定義を再確認するだけに留めた。KC 身分の詳細に関しては、筆者自身がこれまで一連の拙稿において反復検証しているからである。

従って本節の紙面の大半は、PC における“直属”の意味に充てられた。以下“PC のばあい”について、当面の所見を要約しておこう。

〈要約〉

○ 第1点 本稿における検証の主要な対象は、いわゆる『教皇令状簿』の第1巻である。しかし引用 [1] はその第1巻でなくて、第3巻・第4巻の記録、つまり後世の記録である。何故か。第1巻・第2巻には、PCの身分特権に関する直接的・明示的な記述が見当たらないからである。そこでまず引用 [1] では、後世の記録によって、PC身分が何らかの特権身分であることを推定した。その特権の詳細については、別稿の課題として残される。

○ 第2点 『教皇令状簿』第1巻では、まずジャーヴァスとピータとの2名のPCに注目した。引用 [2] および [3] がそれである。これらの事例では、なるほど両者に対する特別な配慮がうかがわれる。ではその配慮は、彼らの特権に対する配慮と見なしうるか。文面で見ると彼らはそれぞれの係争事件に関してたまたま有利な判定をえたに過ぎず、これをPCに固有の身分特権に対する配慮とは見なしがたい。《はじめに》で述べたように第1巻は情報の密度においてそもそも希薄であり、上記の通りPCの特権に関する直接的・明示的な記述が欠けている。

○ 第3点 ほかに引用 [1] からは、PC身分が“ディーグニタース”と考えられていることを指摘した。この“ディーグニタース”とは、司教座聖堂あるいは在俗共住聖堂の参事会員のうちでも、とりわけ参事会長・聖歌隊主管・文書主管ならびに財務主管などの要職にあるものを一般の参事会員から区別するばあいにもちいられる。PC身分それ自体は教皇との関係であって、司教座参事会とは基本的に無縁である。しかしあえて参事会内の序列でいえば、PCとは要職参事会員相当の地位であろうか。

○ 第4点 PCの特権については、引用 [4] および [5] でも検討した。PCは常にしかるべき“教皇礼拝所”の構成員であるとは限らず、その称号が単なる名誉称号に過ぎないこともありえた。しかもその名誉称号の授与に当って、常に同時に特権を認可するとは限らず、令状文面に“特権を伴わない”ことが特記されることもあった。ではPC身分であるが“特権が伴わない”とはどのようなことか。本節ではその疑問に立ち入ることなく、とりあえずそのような記録の存在を指摘するだけに留めた。

○ 第5点 引用 [6] では外国人の PC について、また引用 [7] ではイギリス人の PC についてそれぞれ3件の事例をあげた。いずれも聖職禄の取得に関して、教皇から直接の恩恵を受けている。第1巻の記録において KC 身分の特権あるいは KC に対する優遇といえ、上記のジャーヴァスやピータのばいにもまして、これら合計6件の例示の方が示唆的であるといえないか。PC であるものは、PC でないものよりも、教皇から直接の恩恵を受けるに当って有利であったといえよう。第1巻からの所見として、最低限度その点を指摘すべきであろう。

○ 第6点 では教皇から直接の恩恵を受けるために、PC 身分は唯一・不可欠の要件であるか。引用 [8] では、国王・王妃や伯の配下の聖職者がそれぞれのパトロンすなわち国王・王妃や伯の仲介によって請願を認可された。また引用 [9] では、枢機卿・大司教・司教に関して同様の事例を確認した。要するに請願に当って有力者の仲介がえられれば、教皇直属身分を欠くものでもその恩恵を受けられた。これはいわば概説書水準の周知の事実であるが、あらためてそのことを想起しておこう。

○ 第7点 最後の引用 [10] では、ほかならぬ PC 身分のものがその“有力者”であり、血縁者・地縁者のために請願を仲介している。要するに PC は、彼自身が教皇の直接の恩恵の受益者でありえたのみか、請願の仲介者でもありえた。そのことは『教皇令状簿』第1巻の時代つまりほぼ13世紀においてすら、PC であることが相応の特権を意味したことを推定させる。引用 [10] の一連の令状は、PC の特権に関する間接的情報といえないか。

○ 第8点 なお引用 [8] および [9] では、王妃・伯・枢機卿・大司教・司教などの配下の直属聖職者に言及された。これも概説水準の周知の事実であるが、直属聖職者をもちえたのは、教皇や国王だけに留まらない。

[ 1 1 ]

前節では、主として PC について教皇への“直属”の意味を検討した。

KC については定義の再確認だけに留めたが、彼らの国王への“直属”が相応の特権を保障する点においては PC のばあいと異ならない。本節では本題に戻って教皇・国王への“同時両属”に関する個別事例の検証を続ける。

[1] ① “…… the king has appointed Master Nicholas de Plumpton [Plimpton, Plimton, Plympton], and John de Clarel as *his proctors* for the said cause (May 1250)” — *Hen-IV*, 65. ② “Appointment of Mr N. de Plumpton and Roger Luvel [Lovel] as the *king's proctors* in the pope's court to argue the king's jurisdiction in a cause between …… (June 1250) — *Ibid.*, p.154. ③ “Indult to Mr N. de Plimton, *papal subdeacon*, clerk of R[obert] Passelewe, archdeacon of Lewes, to hold, besides a canonry of Staning [Steyning] in the diocese of Chichester, one other benefice …… (Aug. 1250)” — *Letters*, I, p. 261. ④ “Exemption for life, at the instance of Mr N. de Plumpton, *king's clerk*, of Richard de Haginton, his father, from being put on assizes, juries or recognitions (1252)” — *Hen-IV*, 168. Cf. also pp. 194, 195, 397, 399, 476. ⑤ “Indult to Mr N. de Plimpton, *papal clerk and nuncio to the king*, to hold one benefice with cure of souls besides that which he has (1253)” — *Letters*, I, 291. ⑥ “Indult to Mr N. de Plympton, *papal subdeacon and chaplain*, one of the *king's clerks*, to hold one or two benefices with cure of souls in England or elsewhere …… (1255)” — *Ibid.*, p. 315. Cf. also p. 317. ⑦ “Notification to the pope of the appointment of Mr N. de Plimpton, *king's clerk, papal subdeacon and chaplain*, as proctor …… (1257)” — *Hen-IV*, 568. ⑧ “Appointment of R [obert Stichill] bishop of Coventry and Lichfield and Mr N. [de Plumpton], archdeacon of Norfolk, as the king's proctors to treat …… with those who, on behalf of Simon de Monte Forti [Montfort], earl of Leicester, and the barons and others, his adherents, have been sent …… (1264)” — *Hen-V*, 308. Cf. also p. 307.

この人物については、すでに拙稿で触れたことがある<sup>1)</sup>。①および②は、彼について筆者の手もとで確認しうる最初の情報である。①ではジョンとともに、また②ではロジャとともに国王の“procurator : proctor”として、す

なわち代理人に任命されて教皇のもとへ派遣されたという。この時点ですでに KC であったと推定されるが、KC と明記されるのは④以降である。なお後述の通り、ジョンやロジャについても PC・KC の双方の身分が確認される。

---

1) まず拙稿 C (下) 第11節の引用 [2] がそれである。⑤に教皇のヌーンティウスすなわち使節と書かれており、使節としての側面で注目した。また拙稿 C (追補) 第2節の引用 [8] では“教皇副助祭”としての彼に言及している。

---

ニコラスは、③において単に“教皇副助祭”とだけ書かれている。第1巻の“教皇副助祭”の相当数は同時に PC でもあり、彼もまたこの時点ですでに PC であったかと推定される。さらに彼はルイス司教補佐ロバートの直属聖職者であったということで、それが事実であれば、彼はこの時点で教皇・国王のみならず司教補佐ロバードにも“同時両属”していたことになる。

次の④は①②と同様に『開封勅許状簿』からの引用である。国王が彼の父リチャードに対してある義務からの“エクセンプティオー”すなわち“免除”を認めたもので、KC としての彼が父から国王への請願を仲介したことになる<sup>2)</sup>。前節の引用 [2] は、教皇による“免除”の事例であった。ここでは国王による“免除”に言及されている。KC であることは、請願を仲介するに当って有利な条件であったといえよう。

---

2) “Exemption for life, at the instance of Mr N. de Plumpton, king’s clerk, of William de Tyrinton from being put on *assizes, juries or recognitions* and from being made *sheriff, coroner, escheator, forester, verderer or other bailiff of the king* against his will (1255)” — *Hen-IV*, 397. 彼は④のほかにも請願を仲介し、ウィリアムのために国王から免除をえた。斜体字の文言は、いずれもいわば公職である。この令状によってウィリアムは、不本意な公職の受諾を強制されないように、終身の免除をえた。

---

ニコラスは国王の代理人として教皇のもとへ派遣されたが、⑤では逆に教皇の使節として国王のもとへ派遣されている。この令状には“*papal clerk*”と書かれているが、これはむしろ異例に属するもので、その意味は PC であろうか。いずれにせよ彼は、往路において国王の使者であり、復路においては教皇の使者になっている。その類例は後述の通りほかにもあり、その点に

おいては決して異例でない。

教皇・国王への“同時両属”は、⑥および⑦によって明白である。まず⑥は『教皇令状簿』すなわち教皇側の文書であり、そこでは“教皇副助祭”の称号とともに PC 身分が記載され、KC 身分が追記されている。一方の⑦は『開封勅許状簿』すなわち国王側の文書であり、先に KC 身分が記載され“教皇副助祭”ならびに PC の称号が補足的に追記されている。いずれにせよ同一文書に PC・KC が併記されており、彼の“同時両属”には疑問の余地がない。ニコラスは最後の⑧でもやはり国王の代理人であり、レスタ伯シモン側の使者との交渉に当たっている。

[2] ① “Mandate to the archbishop and archdeacon of Cashel [Ireland] to cause Mr John de Frusione [Frosione, Frisione], *clerk, papal nuncio*, to be received as canon of Dublin (1248)” — *Letters*, I, p. 252. ② “Indult to Mr J. de Frusione that so long as he is in the pope’s service no one shall issue against him any spiritual sentence (ditto)” — *Ibid.*, loc.cit. ③ “…… J. de Frusione, canon of Dublin, *papal chaplain and nuncio in Ireland*, in regard to the sum of 40,000 marks received by him …… (7 Id. Feb. 1252)” — *Ibid.*, p. 277. ④ “Appointment of J. de Frusione, canon of Dublin, as a *papal chaplain* (5 Id. Feb. 1252)” — *Ibid.*, loc. cit. ⑤ “Letters of credit for Mr J. de Frusin’, *king’s clerk, papal chaplain*, whom the king is sending to the court of Rome in his affairs, to the amount of 40 marks (1255)” — *Hen-IV*, 414.

この人物についても、すでに拙稿で触れている<sup>3)</sup>。彼はアイルランドへ“教皇使節”として派遣され、現地ダブリンの大司教座で参事会員職を配当される。①はその配当の指令書である。②は彼の使節としての任務が続く限り、彼に対する一切の“霊的判決”を禁止したもので、教皇使節の身分特権の一端をうかがわせる。なお『教皇令状簿』における教皇の“ヌーンティウス”のほぼ半数が“collector”すなわち徴収業務の担当者であることは、すでに拙稿で指摘の通りである<sup>4)</sup>。ジョンもまた徴収官であることは、③から知られる。



3) 拙稿 C (下) 第11節の引用 [1] がそれである。

4) 拙稿 C (下) 第11節の末尾総括。

ここで③と④との発給日に注目されたい。前者は2月の“イードゥース”の7日前つまり2月7日であり、後者は2月9日のものである。④によれば PC 身分の取得は9日であるが、7日の令状③ですでに PC として書かれている。この程度の逆転はしばしば見られることで、とりわけ異例ではない。近日中の発令を前提としたものか。

最後の⑤は『開封勅許状簿』すなわち国王側の記録であり、これには KC・PC がこの順序で併記されている。“同時両属”は、ジョンに関しても疑問の余地がない。しかも彼は、国王の使者としてローマ聖庁へ派遣されるという。彼は往路において教皇の使節・徴収官であり、復路には国王の使者になった。その点では、前出 [1] のニコラスと逆の事例である。

[3] ① “…… on petition of Mr Simon de Estelande [Estelant, Esteyland, Steland, Steyland (Ételan, Seine-Maritime, France)], the *king's clerk* …… (1234)” — *Letters*, I, 139. ② “…… the pope's letter, sent by the *king's envoys*, Mr S. de Estelant and Peter Sarraceni, a Roman citizen, in answer to his petition …… (1236)” — *Ibid.*, p. 157. ③ “…… the *king's clerks* Masters S. de Steland, *papal chaplain*, and W. de Gloucestre …… (1237)” — *Hen-III*, 206. Cf. also pp. 209, 223 (as king's clerk: pp. 198, 225, 229). ④ “Presentation …… of Mr S. de Steillond [*sic*] to the archdeaconry of Norfolk, in the king's gift by reason of the voidance of the bishop of Norwich [*Cancelled*] (1237)” — *Ibid.*, p. 183. ⑤ “…… Mr Simon, *papal subdeacon and chaplain*, …… the king …… presented the said chaplain [Simon] …… to the said archdeaconry [Norfolk] …… (1239)” — *Letters*, I, 179. ⑥ “…… Walter [de Salerno], archdeacon of Norfolk, between whom and Mr S. Norman, *papal chaplain*, there had been a suit about the archdeaconry …… (1244)” — *Ibid.*, 210. Cf. also p. 214.

このサイモンについてはまず『教皇令状簿』で KC 身分が確認され①、ま

た国王の使節に起用されていることが知られる②。彼の PC 身分は『開封勅許状簿』から、つまり国王側の文書から先に検出され、しかも KC 身分との併記によって“同時両属”が判明する③。

彼は1237年に国王からノーファク司教補佐に推挙されるが、勅許状④はまさに“キャンセル”されている。令状⑤は洗礼名しか記載していないが、勅許状⑥からして同じサイモンであることが確認される。最後の令状では“ノルマン人”サイモンとなっているが、これは彼の出身地によるものであろう。

[4] ① “…… to confer on John de Amblion [Ambilione], *papal chaplain*, dean of Monte St Andrea, in Savoy, the Cluniac priory of Ynimont, in the diocese of Belley [France] …… (1254)” — *Letters*, I, p. 301. ② “Grant, to J. de Amblion, *king's clerk*, dean of Monte St Andrea, in Savoy, *papal chaplain*, of 20 marks a year at the exchequer of Easter *until* the king provide for him in an ecclesiastical benefice of the value of 50 marks a year or more (1253)” — *Hen-IV*, 197. Cf. also pp. 269, 334. ③ “Collation of J. de Ambilione to the deanery of St Martin's le Grand, London …… (1254)” — *Ibid.*, p. 325.

このジョンについて『教皇令状簿』からは PC の称号しか確認されない①。しかし『開封勅許状簿』では、②をはじめとして3件の文書で KC・PC の併記が見られる。彼にもまた“同時両属”の時期があった。

国王直属とは、国王のパトロン権の傘下に編入されることにほかならない。ジョンは②の翌年に、ロンドン聖マルティヌス大聖堂の参事会長職を取得した③。それは、彼のパトロンつまり国王から直接に取得したものである。本稿の冒頭で筆者はピエートロとヘンリとに注目した。第1節で指摘の通りヘンリもまたこの大聖堂の参事会長であり、ジョンはまさにヘンリの前任者であった<sup>5)</sup>。

---

5) 拙稿 D (中) 第5節。

---

ところでジョンは勅許状②によって、国王から聖職禄の授与を予約された。その聖職禄は年収額50マーク以上のもので、その授与が実現するまでの期間に関しては国王の財務府で復活祭の時期に20マークの年金を支給されるとい

う。聖職禄の予約期間に代替の年金を支給することは、この事例だけに留まらずむしろ広範な慣行であり、俗人の封主・封臣間にも類例がある。念のため俗人の事例に触れておこう。

[5] ① “Grant to William de Valence, the king’s brother [*earl of Pembroke*], of 500 marks a year at the Exchequer, until the king provide for him in an equivalent of land (1247)” — *Hen-III*, 505. ② “Grant to William de Sancto Ermino of 20 *l.* a year at the Exchequer of Easter, until the king provide for him otherwise in wards or escheats (1253)” — *Hen-IV*, 172. / “…… William de Sancto Ermino, *king’s knight* …… (ditto)” — *Ibid.*, p. 220. Cf. also pp. 398, 577 (as *knight of the household*). ③ “Grant to William de Caliviniaco, *lord* of Chateauroux of 200 marks a year at the Exchequer, for life or until the king provide for him in land to that value in wards or other escheats (1254)” — *Ibid.*, p. 283. ④ “Grant to Garcias Martini, *knight* of Toledo, of 100 marks a year at the exchequer of Michaelmas, until the king provide for him to that value yearly in lands or escheats (1254)” — *Ibid.*, p. 311. ⑤ “Grant to William Bonquer of 40 marks a year at the Exchequer, until the king provide …… (1255)” — *Ibid.*, p. 447. / “…… W. Bonquer, *knight and king’s marshal* …… (1256)” — *Ibid.*, p. 463. / “…… W. Bonquer, *king’s knight* …… (1258)” — *Ibid.*, p. 619.

これらはいずれも “until” 条項を含む点で引用 [4] の②と共通している。ここには受給者の身分が確認されるものを引用した。それぞれの斜体字の文言がそれである。最初のウィリアムはペムブルク伯である。②の前半のウィリアムには、身分が記載されていない。この種の勅許状ではそれがむしろ通例で、身分の記載は概して省略されている。②の斜線以下は別な勅許状であり、彼が国王直属騎士であることはこれによって判明した。

③および④は、外国人封臣の事例である。最後のウィリアムも、たまたまほかの勅許状から身分が確認された。なおこの文脈での “ward” は封主としての国王が後見権によって裁量しうる知行であり、他方の “escheat” は封建法慣習による知行付帯条件によって封主つまり国王のもとに復帰する知

行である。これら俗人封臣のばあいにも年金は、後見か復帰かのいずれであれ、土地知行の授与が可能になるまでの代替物になっている<sup>6)</sup>。

6) ① “Rex concessit Magistro Rogero de Cantilupo quinquaginta marcas percipiendas singulis annis ad Scaccarium suum, videlicet, ad Pascha xxv marcas, et ad festum Sancti Michaelis xxv marcas, *donec* ei providerit in competenti beneficio ecclesiastico (1231)” — *Hen-II*, 424. ② “Rex concessit Reinero [Reyner Cappoci] tituli Sancte Marie in Cosmedin diacono cardinali xx marcas singulis annis ad festum Sancti Michaelis percipiendas ad Scaccarium regis, *donec* rex ei in competenti beneficio ecclesiastico providerit (1232)” — *Ibid.*, p. 471. ③ “…… 1 marcas annuatim ad Scaccarium nostrum percipiendas de dono nostro, *quousque* in beneficio ecclesiastico ei providerimus …… (1229)” — *Ibid.*, p. 265. ④ “Rex concessit Ricardo de Gray xxx libras singulis annis percipiendas ad Scaccarium nostrum, videlicet xv libras ad festum Sancti Michaelis et xv libras ad Pascha, *donec* eidem Ricardo providerit in escaetis vel maritagis ad valentiam dictarum xxx librarum (1229)” — *Ibid.*, p. 315. ⑤ “Rex concessit Johanni filio Philippi xx libras singulis annis percipiendas ad Scaccarium regis, videlicet ad Pascha x libras et ad festum Sancti Michaelis x libras, *donec* rex ei providerit in wardis vel escaetis ad valentiam xx librarum (1231)” — *Ibid.*, p. 425. ⑥ “…… concessimus ei quod recipiat ad Scaccarium nostrum ad duos terminos anni, videlicet, unam medietatem ad Pascha, et aliam medietatem ad festum Sancti Michaelis, ad se sustentandum in servicio nostro *quousque* ei providerimus in wardis vel escaetis ad valentiam …… (1231)” — *Ibid.*, loc. cit. 聖職者・俗人に関してそれぞれ3件の勅許状を引用した。上記の“アンティル”条項とは筆者の仮称であるが、ラテン語原文では従属接続詞“ドーネク”の用例が多い。しかし③や⑥のように“クォウスケ”の事例も散見される。いずれにせよ、聖職者であれ俗人であれ、文言が酷似している。

[ 6 ] ① “Grant for life to Guy de Chantenev, for his *homage and service* of 20 marks a year, at the Exchequer, in the name of a fee for his maintenance (1253)” — *Ibid.*, p. 248. / “Grant to G. de Chantenev, for his *homage and service*, of 25 marks a year at the exchequer of Easter until the king provide …… (1254)” — *Ibid.*, p. 317. ② “Grant to Alan le Husser [Usser], for his *homage and service*, of 50 l. a year at the Exchequer until the king provide …… (1254)” — *Ibid.*, p. 321. / “…… Alan le Usser, with four other knights …… arrears of his wages while he was in the king’s service in Gascony …… (1255)” — *Ibid.*, ③ “Grant to John de Castilun [Chastilon], for his *homage*

*and service*, of 60 marks a year until the king provide …… (1 Sept. 1254)” — *Ibid.*, p. 326. / “Bond to J. de Chastilon in 15 *l.* for his harness for his new knighthood, payable at Exchequer next (6 Sept. 1254)” — *Ibid.*, p. 327. ④ “Grant to Peter de Chauton, for his *homage and service*, of 40 marks a year at the exchequer of Easter for his maintenance until the king provide …… (1254)” — *Ibid.*, p. 384. ⑤ “Grant to Reynold de Pinkeny, for his *homage and service*, of 40 marks a year at the Exchequer of London ; until the king provide …… (1254)” — *Ibid.*, p. 386.

これらも年金支給の勅許状である。①の前半は終身支給であるが、後半は予約期間だけの暫定支給になっている。②では後半の勅許状によって騎士身分が確認される。③のジョンは騎士に叙任されたばかりで、後半は馬具の購入費15ポンドの債務証書である。騎士身分が確認されるのは②のアランおよび③のジョンだけで、ほかの3名については『開封勅許状簿』にしかるべき情報が見当たらない。しかしほかの3名も書式の共通性からして、騎士ではないかと推定される。

ここではとりわけ “*homage and service*” すなわち “臣従と奉仕” という文言に注目しておきたい。土地が “臣従と奉仕” の反対給付として支給されれば、その土地はまさに知行である。しかもその土地は後見か復帰かの事由によって王権に帰属するもので、それ自体が知行である。上記の一連の引用における年金は知行の代替物にほかならない。

引用 [4] では、聖職者ジョンに対する年金の暫定支給に言及した。それに関連して引用 [5] および [6] では、俗人の封主・封臣間における類似の慣行をいささか詳細に例示した。俗人の慣行に拘泥した理由は、本節の末尾であらためて述べられる。

聖職者に戻って “同時両属” に関する事例の検証を続けよう。

[7] ① “…… the pope ordered *his chaplain* Mr Rostand, to hear the proctors of both parties …… (1254)” — *Letters.*, I, 302. Cf. also pp. 350, 384, 385. ② “Rex contulit dilecto *clerico suo* magistro Rustando, *domini pape subdiacono et capellano*, prebendam de Bruges [king's free chapel of Bridge-

north, co. Salop] …… (1255)” — *Close Rolls, 1254–56*, p. 147. ③ “ …… Mr Rostand, *papal chaplain and nuncio in England* …… Mr Rostand, *papal chaplain and legate in Gascony* …… (1256)” — *Letters*, I, 338. Cf. also p. 345. ④ “Indult to Mr Rostand, *papal chaplain*, to enjoy the fruits of his benefices for five years while engaged in the *king's service* (1257)” — *Ibid.*, p. 354. ⑤ “Protection for Mr Rostand, *papal subdeacon and chaplain*, going to the court of Rome on the affairs of the king …… (1257)” — *Hen-IV*, 554. ⑥ “Simple protection without term for Mr Rostand, *king's clerk and papal subdeacon and chaplain* (1258)” — *Ibid.*, p. 620. ⑦ “ …… Mr Rostand sometime *king's clerk* …… the king's envoys there [Rome] …… (1259)” — *Hen-V*, 112. Cf. also pp. 24, 37, 52, 66, 106.

この人物は『開封勅許状簿』だけでも50回以上という高い頻度で登場するが、人名に関しては常に“マスタ=ロスタン”としか書かれていない。彼は①の時点ですでにPCであり、訴訟事件の“聴取”を担当している。すでにイングランドへ到来していたものか。②は『開封勅許状簿』ではなくて『密封勅許状簿』からの引用である。斜体字の“彼の聖職者”とはいうまでもなくKC身分を意味し、ほかに“教皇副助祭”とPCとが併記されている。“同時両属”はこの時点から確認される。なおブリヂノースとは王立自由礼拝所であり、その参事会員聖職禄は概してKCの給養に充てられた<sup>7)</sup>。③は『教皇令状簿』の記録である。彼はPC身分のままにイングランドへ“教皇使節”として派遣され、またガスコニュに関しては“教皇特使”に発令されており、役職の呼称が変わっている。

---

7) 拙稿J「中世イギリスの“王立自由礼拝所”——J. H. デントンの所説に関する覚書」上・下(北海道大学『文学部紀要』通巻65・66号, 1989年)のうち(下)第5章および《おわりに》。

---

彼のKC身分は、まず『密封勅許状簿』つまり国王側の文書で知られた。④は教皇側の令状であるが、彼はその中で5年間にわたる年収享受を容認されている。年収とは聖職禄からの年収で、しかもその聖職禄は教皇から取得したものであろうか。いずれにせよ年収享受は、彼の“国王への勤務”が継

続することを承知の上で容認された。⑤では彼が国王側の使者としてローマへ派遣されるという。KC・PCの併記は、⑥にも見られる。なお⑦では、KC身分も国王の使者も過去のこととして記載されている。国王への勤務は、④の記載にもかかわらずその時点から5年間に及ぶことなく、2年未滿で終わったものとおもわれる。

[8] ① “…… Mr Roger Luvel [Lovel, Louvell, Luvell, Luwel] *king's clerk*, as proctor in the pope's court (1250)” — *Hen-IV*, 69, 73. ② “…… provision to R. Luvel of Whytun, the king's proctor, *clerk of R. cardinal* [deacon] of St Angelo's of a benefice …… (1251)” — *Letters*, I, 273. Cf. also p. 292. ③ “Indult to R. Luvell of Witheton, *papal chaplain*, one of the *king's clerks*, to receive his income …… (1255)” — *Ibid.*, p. 321. Cf. also pp. 322, 324. ④ “Indult to Philip Lovell, one of the *king's clerks* …… to hold an additional benefice …… (1250)” — *Ibid.*, p. 261. ⑤ “…… Roger Louvel, kinsman and proctor of Philip Louvel, the king's treasurer …… / Philip Lovell, clerk, the king's treasurer, is admitted a *papal chaplain* (1253)” — *Ibid.*, p. 289. ⑥ “Indult, at the king's request, to *his chaplain* and treasurer, Ph. Luvel, to hold one benefice …… besides those which he has …… (1259)” — *Ibid.*, p. 321. Cf. also pp. 330, 336, 364.

ここに引用の2名は、⑤に記載の通り近親者である。最初のロジャは、すでに本節冒頭の引用[1]でもニコラスと並んで国王の代理人として書かれていた。KC身分は、①の時点から確認される。しかも彼は、②によれば“枢機卿直屬”でもある。教皇への“同時両屬”は、③におけるPC・KCの称号併記によって確認される。

一方のフィリップは、④の時点において教皇側文書でKCと記載されている。勅許状⑤では、国王の財務府の現職長官フィリップにPC身分が認可された。フィリップは、これによって国王・教皇へ“同時両屬”になった。最後の⑥の斜体字の文言に注目されたい。これが誤植でないとすれば、彼は国王の“礼拝所司祭”になっている。④の時点では“クレークス”であるが、⑥の時点では“カペラーヌス”になっているということか。国王のもとにおける“ク

レーリクス”と“カペラーヌス”との異同については、いずれ別稿で独自に検討したい。

[9] ① “Appointment of Henry de Sarum [Saresburia], priest, *chaplain of the king's chapel*, to be a *papal chaplain* (1260)” — *Letters*, I, 374. ② “…… to H. de Sar [esburia], *king's chaplain* …… the deanery of the church of Pincriz [the king's free chapel of Penkridge, co. Stafford] …… (1256)” — *Hen-IV*, 499.

ヘンリもまた国王のカペラーヌスであり、ペンクリヂ王立自由礼拝所の参事会長であった②。国王のカペラーヌスもまた教皇のカペラーヌスたりうることは、この事例からもうかがわれる。

[10] ① “Appointment of John Silvestri [Silvester] …… one of the *king's clerks*, to be a *papal chaplain* (1259)” — *Letters*, I, 364. ② “Provision …… to William Arnaldi de Mota, professor of civil law, *papal chaplain*, one of the *king's clerks*, of the rectory …… (1290)” — *Ibid.*, p. 510. ③ “…… Robert de Hulmo, priest, *papal chaplain*, rector of Croxton, one of the *king's clerks* …… (1291)” — *Ibid.*, p. 546. ④ “…… at the king's request, to *his clerk*, Walter de Langton, deacon, *papal chaplain* …… (1295)” — *Ibid.*, p. 559. ⑤ “…… at the king's request, to *his clerk*, John de Droknesford [Droxford], deacon, canon of York, *papal chaplain* …… (5 Kal. Oct. 1298)” — *Ibid.*, p. 577. / “To the same, appointing him *papal chaplain* (10 Kal. Oct. 1298)” — *Ibid.*, loc. cit. ⑥ “… the *king's clerk*, Rostand de Burdegala, *papal subdeacon and chaplain* …… (1255)” — *Hen-IV*, 429. ⑦ “Promise to Mr Albert, the chancellor of Milan, *papal chaplain*, whom the king has taken to be *his clerk and member of household*, that the king will provide for him in an ecclesiastical benefice when opportunity occur (1256)” — *Ibid.*, p. 474. Cf. also *Letters*, I, 358 [as *papal subdeacon and chaplain and chancellor of Milan*]. ⑧ “Ratification of the reception …… of Mr Umbert de Coquinato [Cochenato], *papal chaplain*, as a *king's clerk* …… (1259)” — *Hen-V*, 112. Cf. also p. 24. Cf. also *Letters*, I, 351f. [as *Ubert de Cochenato, papal subdeacon and chaplain* in 1257]



KC・PCの併記は、これら8通の文書でも見られる。②の2通の令状はこの順序で掲載されているが、日付では後者が早い。前者はその5日後に発給された。最後の⑥⑦および⑧は『開封勅許状簿』からの引用であり、この3名は教皇副助祭でもあった。

\* \* \* \* \*

この節では『教皇令状簿』第1巻ならびにその同時代の『開封勅許状簿』から、教皇と国王との双方への“同時両属”の事例を抽出して検討した。最初のニコラスから最後のウムベルトまで、合計16名について同一文書におけるPC・KCの併記が確認された。本稿冒頭のピエートロやヘンリにも同様の併記が確認されているので、この2名を加えると合計18名になる。

〈 要 約 〉

○ 第1点 [1]のニコラスはまず国王の“代理人”として記載され、次に教皇との関係では“教皇副助祭”の身分が確認された。KCの称号はその後に知られるが、ほかの事例から類推すれば、彼は“代理人”の時点においてすでにKCであり、また“教皇副助祭”の時点においておそらくPCであった。また[2]のジョンすなわちフロジオーネのジョヴァンニについては、先後関係が逆転してPC身分が先に確認される。いずれが先かは、当然のことながらそれぞれの経歴の相違による。要するに“同時両属”とは、双方の身分の“同時取得”を意味しない。KCが後にPC身分を取得し、あるいはPCが後にKC身分を取得して“同時両属”が始まる。それもまた当然のことながら、誤解を避けるためにあえてここに明記した。

○ 第2点 さらに[1]のニコラスは、国王の代理人としてローマへ派遣され、復路には教皇使節の称号を帯びている。[2]のジョンは往路において教皇使節・徴収官であり、復路には国王の使者になっている。[7]のロスタンも教皇使節として渡来し、復路には国王の使者になった。彼らが教皇・国王の双方に直属であるということは、双方の意思疎通の媒介者として好適な条件であったといえないか。“同時両属”者が双方の意思疎通の媒介者として起用される事例は、この3名だけに留まらない。

○ 第3点 本節では、ほかに [5] と [6] とにおいて俗人に対する年金支給の事例を引用した。それは [4] のジョンについて同様の年金支給が確認されたことによるもので、本節の中心課題とは基本的に無縁である。聖職者における“同時両属”と俗人世界における“複数封主制”との類似性については、前節で指摘した。従って年金に関する類似性は、むしろ前節の延長にほかならない。ともあれ [4] のジョンは国王から聖職禄授与を予約され、その授与が可能になるまで国王の財務府から代替の年金を支給されることになった。[5] や [6] の俗人封臣は国王から知行の授与を予約され、その授与が可能になるまでやはり国王の財務府から代替年金を支給された。聖職者か俗人か、また聖職禄か知行か。その相違を別にすれば発想は完全に同一であり、いわゆる“アンティル”条項では文言にも共通性が見られる。

[ 1 1 1 ]

前節では、同一文書において PC・KC の双方の称号が併記されている人物を列挙し検討した。本稿冒頭のピエートロやヘンリを加えると、そのような事例の合計は上記の通り18名である。本節の検証対象は、情報が間接的ではあるが“同時両属”が推定される人物である。すなわち PC と KC とが同一文書で併記されないが、PC の称号と間接的に KC 身分を示唆する情報とが併記される事例である。

[1] ① “…… Aymer [Amar de Lezigniac, Lezignan, de Marchia, or de Valence] the *king's brother and clerk*, now parson of Tissebiry [Tisbury](1246)” — *Hen-III*, 484. ② “…… A. de Lezigniac, *papal chaplain*, kinsman of the king of England …… (1250)” — *Letters*, I, 260. ③ “…… the postulation of A., *papal chaplain*, kinsman of the king of England, to that see [Winchester](1251)” — *Ibid.*, p. 266.

この人物は、ヘンリ3世の異父弟にあたる。PC と併記されているのは単に“国王の近親者”ということだけであるが、彼が②や③の時点で KC 身分

を失っているとは考えられない。KCであることが自明なばあいには、あえてそれを明記しないことがある。それは次のジョンについても同様で、晩年の彼についてはKCと明記されない。

[2] ① “presentation which the king has made of John Maunsel [Mansell], *king's clerk*, to the church of Baumburc [Bawburg] …… (1235)” — *Hen-III*, 97. ② “…… J. Maunsel, provost of Beverley …… had the custody of the king's [great] seal …… (1247)” — *Ibid.*, p. 508. ③ “…… J. Maunsel, provost of Beverley …… had the keeping of the seal …… (1249)” — *Hen-IV*, 47. ④ “J. Mansel, provost of Beverley, is appointed a *papal chaplain* (1251)” — *Letters*, I, 269. Cf. also pp. 276, 277, 283, 287, 300, 363, 444. ⑤ “Grant to J. Maunsell, *king's clerk*, provost of Beverley, of the treasurership of the church of York …… (1255)” — *Hen-IV*, 455. ⑥ “…… J. Mansel chancellor of London, the *king's clerk* …… (1259)” — *Letters*, I, 362. ⑦ “Confirmation to J. Mansel, *papal chaplain*, treasurer of York, of that dignity, the chancellorship of London, the provostship of Beverley, and all other parsonages, dignities, benefices, prebendal or other …… (1259)” — *Ibid.*, p. 363. Cf. also p. 383. ⑧ “…… J. Mansel, one of the *king's counsellors*, *papal chaplain* …… (1262)” — *Ibid.*, p. 385. ⑨ “To J. Mansel, *papal chaplain*, treasurer of York. The king has written in his praise, and the pope encourages him to go on his service to the king and realm, not forgetting his duty to the Roman Church (undated)” — *Ibid.*, p. 619 (Appendix).

ジョンのKC身分は、まず①の時点で確認される。1240年代に2度にわたって“国王の大印章”の管掌者つまり大法官職を歴任し②③、その後にPC身分を取得した④。晩年には“国王の助言者”と書かれている⑧。しかもその教皇令状⑧にはPCの称号が併記されており、その併記によって“同時両属”が推定される。

最後の⑨は『教皇令状簿』第1巻の付録からの引用であり、その付録はウルバーヌス4世(1261-64)からホノーリウス4世(1285-87)まで9代の教皇の書簡を含んでいる。PCジョンは1265年に死亡しているの、この書

簡は1261年から65年までに書かれたことになる。国王ヘンリ3世は、教皇あての書簡でジョンを賞賛したという。引用⑨はその返書の要点を伝えたもので、教皇は“国王と王国とへの勤務”の続行に激励を与え、それに付記して“ローマ教会に対する義務を忘れないように”注意を喚起している。返書はあくまでもジョン宛のものであるが、これは“同時両属”に対する教皇側の積極的関心を示すものとして注目される。教皇はPCジョンに対して、KCとしての勤務を積極的に激励したものといえよう。要するにジョンの“同時両属”は教皇・国王の双方が消極的に容認したものではなく、むしろ積極的にそれを奨励している。

[3] ① “Appointment of Master Gamelin, canon of Glasgow, *chancellor of the king of Scotland*, to be a *papal chaplain* (1254)” — *Letters*, I, 295. ② “Mandate to the bishop of St Andrews and to Gamelin, *chancellor of the king of Scotland and papal chaplain*, to make provision to John de Civitella …… of one or more benefices in Scotland, prebendal or other, to the value of 50 marks …… (1254)” — *Ibid.*, p. 303. ③ “Mandate to Mr Gamelin, *papal chaplain, chancellor of the king of Scotland*, bishop elect of St Andrews …… (1255)” — *Ibid.*, p. 318.

この3通の令状ではPC身分だけが明記されており、KC身分にはなるほど言及されていない。しかしこの人物は斜体字で明記の通りスコットランド国王アレグザンダ3世の大法官であり、いわば直属官僚の筆頭である。KCの称号が記載されていないのは、あえてそれを記載するまでもなく自明であったからではないか。

[4] “…… L [uke] archbishop of Dublin, Mr Laurence of Sumercote, *papal subdeacon* and canon of Cicestre [Chichester], and Mr J. de F., whom the king has appointed to the business of the Cross in Ireland and the collection of the tenth of ecclesiastical benefice. / Simple protection …… for the said Mr Laurence, so long as he be on the king’s service in Ireland (1254) — *Hen-IV*, 372.

この勅許状には、PCともKCとも記載されていない。しかしローレンス

は教皇副助祭であり、また国王からの任命によってアイルランドで国王への勤務に従事することになっている。これは事実上の KC を意味し、彼の“同時両属”が推定される。

[5] ① “…… the king [Henry III] has received Mr Siniacus [Sinicius, -tius], *clerk of the pope's chamber*, canon of Chichester, as *his clerk* and one of the household ; and promise to him that the king will provide for him in a competent ecclesiastical benefice as soon as possible (24 June 1257)” — *Hen-IV*, 566. ② “Mandate to Mr Sinitius, *papal writer*, living in England …… (5 Kal. July 1257)” — *Letters*, I, 354. ③ “Presentation of Mr Sinicius, *papal chaplain*, to the church of Bruyton, in the king's gift …… (11 July 1257)” — *Hen-IV*, 569. ④ “…… Mr Sinitius, *papal subdeacon and clerk of the papal 'camera'*, canon of Chichester …… (1263)” — *Letters*, I, 391. Cf. also pp. 392, 422, 425. ⑤ “Faculty to Mr Sinicius, *papal nuncio*, to exact and receive in England, Wales, Scotland, and Ireland, papal and Holy Land cess, Peter's pence ……( 1266 )” — *Ibid.*, p. 423.

この人物は①において“聖庁財務院書記”であり、また②では“教皇清書官”と記載されている。しかも財務院書記であることは、③や④の記載からも確認される。ほかに③では PC の称号が検出され、最後の⑤では“教皇使節”になっている。

KC の称号は、わずかに①だけから検出された。それには“財務院書記”の役職だけが併記されている。しかし①と③との隔たりは2週間強に過ぎず、①の時点において彼はすでに PC であったと推定される。PC 身分のものが“教皇清書官”や“財務院書記”の役職を帯びるということは、決して異例ではない<sup>1)</sup>。

---

1) 財務院書記・清書官については、拙稿 C の (上)・(中) で詳述している。

[6] ① “…… the receipt …… by the hand of Fromund [Fremund] le Brun [Lebrun], *clerk* of John son of Geoffrey [fitz Geoffrey], justiciary [chief governor] of Ireland, of 1200 marks of the treasure of Ireland (1248)” —

*Hen-IV*, 27. ② “…… to Fromund called ‘Brun,’ *clerk* of Geoffrey, justiciary of Ireland …… (1250)” — *Letters*, I, p. 262. ③ “Appointment of Fremund Lebrun, rector of Graule [Crawley], in the diocese of Worcester to be a *papal chaplain* (1259)” — *Ibid.*, p. 367. Cf. also p. 457. ④ “…… William, prior, and the convent of the Holy Trinity, Dublin …… elected Fromund le Brun, *papal chaplain and chancellor in Ireland* of Edward the king’s son …… (1272)” — *Hen-VI*, 637. ⑤ “…… the king [Edward I] …… and caused a new seal to be delivered to Fromund le Brun, *king’s clerk*, chancellor of that land, to seal writs with(1277)” — *Edw-I*, 203. ⑥ “…… the prior and convent of Holy Trinity …… elected Fremund called ‘Lebrun,’ and the dean and chapter elected William de Lacornere [la Corner], both *papal chaplains*, to be archbishop [Dublin] …… (1279)” — *Letters*, I, 460.

この人物については、まずアイルランド大司法官への直属身分が知られる①②。PCの称号は③④および⑤記載されているが、それらにはKCの称号が併記されていない。しかし④では、PCの称号と王太子エドワードのもとでのアイルランド大法官の官職とが併記されている。また⑤では同じ大法官職とKCの称号とが併記され、④の時点でもKCであったと推定される。王妃や王太子など王族に直属の聖職者は、国王から直接に給養される。従って彼らは定義上KCであり、また現にKCと明記されることも少なくない。そのことは[8]のヘンリの事例からも明らかである。

なお彼は④および⑥に記載の通り、次の引用[4]のウィリアムとダブリン大司教の選挙で競合するが、最終的には第三者の別人ジョンが大司教に聖別される。そのジョンについては、次節の引用[13]で扱われる。

[7] ① “Indult to Mr William de Cornerio [la Corner, Cornere, Corneria, Lacornera], canon of Dublin, to hold two benefices …… (1256)” — *Letters*, I, 333. ② “Mandate to the bishop of Dunkeld [Scotland] to cause the canonry and prebend of his church …… to be given up …… to Mr W. de Lacornere, *papal chaplain*, …… (1263)” — *Ibid.*, p. 416. ③ “Provision to Mr W. de Corneria, *papal chaplain*, canon of York, of a canonry and prebend of Salisbury

…… (1264)” — *Ibid.*, p. 418. Cf. also pp. 435, 457, 460. ④ “Whereas in the peace made with Louis [IX], king of France, many articles have remained incomplete, for want of arbitrators ; the king appoints Mr W. de la Cornere, *papal chaplain*, and John de la Linde, knight …… (1269)” — *Hen-VI*, 344. Cf. also p. 350. ⑤ “Grant to Mr W. de la Cornere, *king's clerk*, of 50 l. a year at the Exchequer …… (1269)” — *Ibid.*, p. 396. Cf. also p. 635. ⑥ “Grant to Mr W. de la Cornere, *king's clerk* of the [king's] household, of collations …… of the archbishopric of Dublin to the amount of 100 marks …… (1271)” — *Ibid.*, p. 601. ⑦ “…… the dean and chapter of St Patrick's, Dublin …… agreed upon Mr William de la Cornere, *papal chaplain* and *king's canon*, and elected him to be archbishop …… (1272)” — *Ibid.*, p. 637. ⑧ “…… the royal assent to the election of Mr W. de la Corner, one of the canons, to be bishop of Salisbury (1289)” — *Edw-II*, 312.

まず⑦の勅許状に注目しよう。それにはPCの称号とともに“国王の参事会員”と書かれている。これはきわめて異例の文言であり、筆者はその類例を知らない。ともあれ彼は①の時点ですでにダブリン大司教座の参事会員であり、また遅くとも⑤の時点までにKC身分を取得していた。従ってこの文言は、KCでしかも現地ダブリンの参事会員という意味に理解される。要するに⑦は、PC・KC併記の例証といえよう。

そのみか④もまた両称号併記の、すなわち“同時両属”の例証であろう。フランス国王ルイ9世との間で和平の合意が成立しているにもかかわらず、条約案文に不完全な条項が多い。理由は“仲裁者”の不足にあるという。ウィリアムは“国王騎士”ジョン<sup>2)</sup>とともに、ヘンリ3世からその仲裁者に任命された。いわば全権大使であろうか。この任命は国王自身によるものであり、また同役のジョンは国王直属身分の騎士である。ウィリアムは、④の時点ですでにKCであったと推定される。仮に単なるPCであって、いまだにKC身分に編入していないとすれば、全権大使への起用が不自然ではないか。

2) ① “To the king of France. The king has appointed …… John de la Linde [Lande, Lynde], *king's knight* …… to require and obtain …… the king's court …… (1267)” —

*Hen-VI*, 47. ② “…… the king’s gift …… to J. de la Lind, then the king’s steward [of the household] …… (1269)” — *Ibid.*, p. 319. ジョンは国王騎士であり、また国王家政長官の職歴をもっている。

なおウィリアムは、ここに記載されているだけでもダブリン・ダンケルド・ヨークおよびソールズベリでそれぞれ参事会員職を兼任あるいは歴任し、のちにソールズベリ司教に選出された。

[8] ① “…… to Henry de Wodestok [Wodestock], *king’s clerk*, parson of Wotton [Wootton] …… (1276)” — *Edw-I* 168. Cf. also pp. 54, 89. ② “Appointment of H. de Wodestock, the *queen’s chancellor*, to be a *papal chaplain* (1277)” — *Letters*, I, 454. ③ “…… to H. de Wodestok, *papal chaplain*, the *queen’s chancellor* …… who …… obtained the churches of …… and Wootton, in the diocese of Coventry and Lichfield …… (ditto)” — *Ibid.*, p. 453. ④ “…… H. de Wodestok, deceased …… H. having been bound to the king and Eleanor the king’s consort …… for the time which he was treasurer and keeper of the wardrobe of the said Eleanor …… (1277)” — *Edw-I*, 229.

ヘンリは、KCとしてウタン聖堂区司祭職を占有していたことがある①。ウタン聖堂区については③でも言及されており、そのことからKCのヘンリとPCのヘンリとの同定が可能になる。従って“王妃の大法官”ヘンリとは、KCのヘンリ自身にほかならない。④は彼の死亡以後の文書であり、生前に“王妃の財務府長官”であり、また“王妃の納戸庁長官”でもあったことを示している。大法官府・財務府・納戸庁は、いずれも国王の行政機関である。しかし王妃や王太子もまたそれらの縮小模型ともいふべき家政機関をもっており、それぞれにKCが要員として配置されていた。いずれにせよ“同時両属”は、彼についても疑問の余地がない。

[9] ① “Collation of Bozo [Bogo, Bovo, Rogo] son of Richard [de Clare], earl of Gloucester and Hereford, of the deanery [of the king’s free chapel of St Mary’s] of Stafford, void by the resignation of Simon de Ofham [*king’s chaplain*](1259)” — *Hen-V*, 42. ② “…… Rogo de Clare, dean of Stafford, *papal chaplain* …… (1282)” — *Letters*, I, 466. ③ “Grant to Bogo



de Clare, *king's clerk*, of the treasurership of the church of York …… (1285)”  
 — *Edw-II*, 193. ④ “ …… Bogo de Clara, one of the *king's clerks* ……  
 (1289)” — *Letters*, I, 509f.

この人物はクレア伯家の出身であり、①の勅許状によって国王からスタ  
 ファード王立自由礼拝所の参事会長に任命された。前任者サイモンは“国王礼  
 拝所司祭”であり、国王直属の聖職者であった。PCの称号は②から検出さ  
 れるが、それにはKCの称号が併記されていない。KC身分は、③および④  
 の時点ではじめて確認される。しかし①において王立自由礼拝所の参事会長  
 であるということからすれば、少なくともその時点からすでにKCであった  
 ものと推定される。

[10] ① “Grant to Boniface de Saluciis [Saluzzo], *king's clerk*, of the  
 [king's] free chapel of the castle of Tykhull [Tickhill], void by the death of Mr  
 John Clarel (1295)” — *Edw-III*, 135. ② “Provision to Boniface, son of the  
 late Thomas, marquis of Saluzzo, *papal chaplain*, of a canonry of Lincoln ……  
 notwithstanding that he has …… the royal chapel of Tikehull, in the diocese of  
 York …… (1297)” — *Ibid.*, p. 568.

この人物は①においてKCであり、しかもティクヒル王立自由礼拝所の司  
 祭職を取得した。その司祭職は②でも続いているので、②によって“同時両  
 属”が確認される。なお①のジョンについても、後述の通り“同時両属”の  
 推定が可能である。

\* \* \* \* \*

本節では“同時両属”の推定に当たって間接的情報に依存し、10名の聖職者  
 についてそれを推定した。間接的情報とは何か。ここではその点について要  
 約しておきたい。

〈 要 約 〉

○ 第1点 まず引用 [1] では“国王の助言者”という情報がそれであ  
 り、その情報とPCとの併記からして“同時両属”が推定された。

○ 第2点 引用 [2] の⑧では、ジョンについてPCの称号と“国王の

助言者”とが併記されていた。この“国王の助言者”とは、単なる KC の称号にもまして国王への緊密な直属関係を意味する。しかも教皇は書簡⑨において、PC 身分のジョンに対して“国王と王国とへの勤務”の続行に激励を与えた。これはまさに“同時両属”の積極的奨励といわざるをえない。

○ 第3点 引用 [3] では、スコットランド国王の大法官であることから KC 身分を推定し、また [6] では王太子エドワードのアイランド大法官であることがその根拠とされた。さらに [8] では、王妃の大法官であることが間接的情報と考えられた。ちなみに国王の大法官府・財務府・納戸庁など中央政庁の要職のみならず、王妃や王太子などの家政機関の要職もまた国王直属の間接的情報となりうる。

○ 第4点 引用 [7] ではウィリアムが“国王の参事会員”であり、その異例の文言から KC 身分を推定し、さらに“同時両属”を推定した。

○ 第5点 ほかに [9] では王立自由礼拝所の参事会長であること、また [9] ではやはり王立自由礼拝所の司祭であることを国王直属の間接的情報と考えた。

## [IV]

第2節では、同一文書における PC・KC の併記から、つまり直接的情報から“同時両属”を確認した。それに対して前節では、KC 身分に関して間接的情報に依存せざるをえなかった。しかし間接的情報とはいえ、同一文書における併記を前提として事例を選択した。では“同時両属”は第2節までの18名と前節の10名と、その合計28名に留まるか。

[1] ① “Faculty to Master Simon de Langeton, *papal sub-deacon*, to hold a prebend or other benefice in France, if such is offered him …… (1218)” — *Letters*, I, 55. ② “Letter to the king [Henry III], in answer to his letter to pope Honorius, granting to S. de Langeton, *papal sub-deacon*, faculty to return to England when the king wills, and to stay there (1227)” — *Ibid.*, p. 118.

③ “Protection for Mr S. de Langeton, archdeacon of Canterbury, for so long as he is beyond seas on the *king's service*(1235)” — *Hen-III*, 108. ④ “…… brother, or probably younger brother, of Stephen Langton, archbishop of Canterbury …… He [Simon] accepted the office of chancellor to Louis of France [Louis VIII, king of France, 1223–6] when that prince came to claim the English crown in 1216 …… He was made archdeacon of Canterbury, and soon rose into high favour with both king and pope ……” — *Dict. Nat. Biography*, XI, sub nomine.

このサイモンは最後の『伝記辞典』からの引用で知られるように、カンタベリー大司教スティーヴンの弟である。また『辞典』の記述によれば彼は後のフランス国王ルイ8世のもとで大法官相当職にあり、いわば王子直属身分あるいはフランス国王のKCであった。さらに『辞典』は、彼がカンタベリー司教補佐に任命されてから、すなわち1227年以降に国王と教皇との双方から厚遇されたという。双方からの厚遇とは、双方への“同時両属”を示唆するものではないか。

彼は①の時点で“教皇副助祭”であった。『教皇令状簿』第1巻の“教皇副助祭”のうちでは、PCの称号を帯びるものが多い。彼もまたPCではなかったか。しかも①ではフランスにおいて参事会員聖職禄を取得する可能性が示唆されており、すでにフランス国王のもとでKC身分を取得していたかとも推定される。さらに②は教皇が彼の帰国を許可したものであり、帰国時期の決定はヘンリ3世の裁量に委ねられている。要するに教皇が教皇副助祭サイモンの裁量を国王ヘンリに委ねたのであって、おそらく教皇直属身分のまま国王直属を容認したものであろう。ヘンリのもとでの勤務は、③の時点においても続いている。これらの状況を総合すれば、サイモンに関して“同時両属”の確証が欠けているとはいえ、それを推定することは必ずしも無謀ではない。

[2] ① “Sciatis quod suscepimus in salvum et securum conductum nostrum magistrum Stephanum, *domini pape capellanum*, venientem ad nos in Angliam …… (1227)” — *Hen-II*, 150. ② “…… et Magister Stephanus cap-

*bellanus et nuntius domini pape ad nos transmissus* …… (1228)” — *Ibid.*, p. 213. ③ “ …… *Magistro Petro de Colle Medio, studenti Parisius, et Stephano capellano suo, quem ad nos misit in Angliam* …… (1228)” — *Ibid.*, p. 214. ④ “ …… *Magistro Petro de Colle Medio et domino Stephano, domini pape capellanis, salutem* (1228)” — *Ibid.*, p. 215. ⑤ “ (1) *Domino pape. ……*(2) *Literas easdem ostendimus clerico nostro magistro Stephano tunc presenti nobiscum, (3) de cujus consilio imperatori recipimus (sic recepimus ?), (4) consulendo ut a debita vobis et ecclesie devotione nullius temeritatis ausu recedens humiliter obediat et obsequatur* (1228)” — *Calendar of Close Rolls, 1227-31*, p. 93. ⑥ “*Mandate to Stephen, papal chaplain, not to molest the abbot and convent of Faver[s]ham* …… (1230)” — *Letters*, I, 122.

PC スティーヴンがイングランドへ平穩無事に到着し、国王ヘンリ3世が彼を受け入れた。①は彼を“受け入れた”ことの公式告知である。次の②では、PCのみならず“教皇使節”の称号も併記されている。③のピエートロ・デ=コッレ=メーディオについては、本稿の冒頭で述べた。その③によれば、スティーヴンはピエートロのカペラーヌスであり、ピエートロが彼をイングランドへ派遣したことになっている。しかし④では、スティーヴンの身分があらためてPCと書かれている。従って③における“彼のカペラーヌス”という文言は、PC身分のスティーヴンがピエートロの部下として帯同されてきたことを示すものであろう。いわば教皇直属であるとともに、ピエートロ直属でもある。

KCの称号は⑤から検出される。これは国王から教皇への返書の一部である(1)。国王が教皇書簡を受理したときに、スティーヴンはそこに同席していたので、彼にそれを見せたという(2)。書簡を受理する際に、彼からは“帝王のような助言”があった(3)。助言の趣旨は、教皇への義務として教会への献身を忘れず、無分別の冒険を避け、ひたすら恭順せよということであった(4)。⑤のスティーヴンが①から④までのスティーヴンと同一人であるか否か。⑤の情報源は『開封勅許状簿』から『密封勅許状簿』にかわっている。しかしこの時点で“マギステル=ステファーンヌス”といえは、また“帝王のような

助言”をなしうる人物といえ、PCで教皇使節としてのステファーンスしかありえない。また②③④と⑤とはすべて1228年の記録である。同一文書における併記も同然といえないか。

当面の推定を述べるならば、彼は①の時点で、すなわち国王が彼を“受け入れた”時点でPC身分を与えられていた。なお最後の⑥のPCステイーヴンについては、筆者の手もとに同定の手がかりがない。

[3] ① “Indult to Mr Abel [de Golin], canon of Glasgow, *clerk of the king of Scotland* [Alexander II] …… (13 Kal. April 1248)” — *Letters*, I, 243. ② “Indult to Mr Abel, *papal chaplain*, canon of Glasgow (16 Kal. May 1248)” — *Ibid.*, p. 244. Cf. also p. 245. ③ “…… Mr Abel, *papal chaplain* and archdeacon [of Dunkeld], bishop elect of St Andrews …… (1254)” — *Ibid.*, p. 296. Cf. also p. 297.

この人物についてもKC・PC併記の文書は検出されない。しかし①と②との日付の隔たりは、わずか1か月未満である。これは併記も同然と見なされよう。

[4] ① “Faculty to Walter [de Bronescombe, de Exonia, of Exeter], *papal chaplain*, archdeacon of Surrey …… (2 Kal. Feb. 1250)” — *Ibid.*, p. 266. Cf. also p. 261. ② “…… for Mr W[alter] archdeacon of Surrey, *king's clerk*, whom the king is sending to take charge of his affairs in the papal court (12 Nov. 1251)” — *Hen-IV*, 118. ③ “Licence to Mr Walter, *papal chaplain*, archdeacon of Surrey …… (10 Kal. Feb. 1252)” — *Letters*, I, 275. Cf. also pp. 279, 287, 294, 301, 327, 349. ④ “Bp. of Exeter, el. Feb. 1258 ……” — John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae, 1066-1300*, II (Monastic Cathedrals), 94 (Archdeacons of Surrey).

サリ司教補佐ウォールタが後日のエクセタ司教ウォールタであることは、④の『高位聖職者目録』の記載からわかる。②のKC情報の日付は、①および③のPC情報に挟まれている。“同時両属”が推定される。

[5] ① “Appointment of P[eter D'Aigueblanche] bishop of Hereford, and Peter Chaceporc, *king's clerk*, archdeacon of Wells, as the king's proctors to

further his affairs in the court of the pope (1249)” — *Hen-IV*. 52. Cf. also p. 50. ② “…… P. Chaceporc, *papal chaplain*, archdeacon of Wells …… (1251)” — *Letters*, I, 273. ③ “…… P. Chaceporc, *king's clerk*, archdeacon of Wells and keeper of the wardrobe …… (1252)” — *Hen-IV*, 126. Cf. also pp. 147. 213. ④ “…… Peter called ‘Cachiporc,’ clerk, the *king's treasurer* [keeper of the wardrobe], archdeacon of Wells …… (1254)” — *Letters*, I, 301.

ピータのばあいは、逆に②の PC 情報が①および③の KC 情報に挟まれている。

[6] ① “… Mr Innocent, *papal writer*, canon of Trani [Trano, Italy], living in England …… (1254)” — *Ibid.*, p. 298. Cf. also p. 258. ② “…… protection …… for Mr Innocent de Trano [*sic*], who is on the *king's service* in the parts of the North (1257)” — *Hen-IV*, 570. ③ “…… to R. de Tonego, archdeacon of Cleveland, and Mr Innocent, *papal chaplains*, living in England …… (1263)” — *Letters*, I, 395.

この人物は①において“教皇清書官”であり、また③では PC になっている。おそらく①の時点からすでに PC であろう。その3年後に、彼は“国王への勤務”のためにイングランド北部の各地へ出張している。“同時両属”の可能性が推定されよう。

[7] ① “Grant to Mr James de Aqua Blanca [Aigueblanche], *king's clerk*, archdeacon of Salop, that …… he [the king] will provide for him in a competent dignity …… (1255)” — *Hen-IV*, 450. ② “…… Mr J. de Aquablanca, archdeacon of Salop, *papal subdeacon* …… (1256)” — *Letters*, I, 338. ③ “…… Mr James, archdeacon of Salops’, *king's clerk*, late treasurer of the queen [Eleanor] …… (1257)” — *Hen-IV*, 558.

ジェームズは“教皇副助祭”であるが、ほかの事例と同様に PC でもあろうか。彼のばあいも教皇直属の情報が①および③の KC 情報に挟まれている。

[8] ① “Grant to John de Sumercotes [-kotes], *king's clerk*, who attends to the king's business with vigilance, of a competent benefice in England, in the king's gift …… (1253)” — *Hen-IV*, 207. Cf. also pp. 138, 188, 406, 454. ②

“Indult to J. de Sumercot, *papal sub-deacon and chaplain*, to hold two benefices …… (1256)” — *Letters*, I, 339. Cf. also p. 283 [as Summercotes, *king's clerk*] and p. 334 [as Sormacort *papal chaplain*]. ③ “…… as warden of the king's changes throughout England, as J. de Somerkotes, *king's clerk*, warden thereof during pleasure, is going beyond seas as an envoy of the king (1257)” — *Hen-IV*, 580. Cf. also p. 613. ④ “…… quod faciat habere …… Johanni de Sumercote, *capellano* domini Ricardi Hamibal cardinalis, robam …… (1243)” — *Calendar of Close Rolls, 1242-47*, p. 146.

やはり PC 情報が KC 情報に挟まれている。なお④は『密封勅許状簿』からの情報であり、これによればジョンは枢機卿のカペラーヌスであった。

[9] ① “Signification …… to the royal assent to the election of John [de Caus, Cauz, Calceto, Caletto], prior of St Swithun's, Winchester, to be abbot of Peterborough(1250)” …… *Hen-IV*, 58. Cf. also p. 59. ② “The like [appointment] of the abbot of Peterborough, Mr S. de W., R. de S., W. T., J. de C., and N. de H. [as justices in eyre for common pleas] in the counties of Buckingham and Bedford (1254)” — *Ibid.*, p. 373. Cf. also pp. 436, 511, 523, 602, 659. ③ “Protection …… for the abbot of Peterborough, gone as the king's envoy to Scotland, so long as he is there (1257)” — *Ibid.*, p. 574. ④ “Appointment of John, abbot of Peterborough, to be a *papal chaplain* (10 Kal. Aug. 1260)” — *Letters*, I, 374. ⑤ “John of Caux, abbot of Peterborough : treasurer 28 Oct. 1260–Mar. 1263” — E. B. Fryde, et al. (ed.), *Handbook of British Chronology*, 3rd ed., (1986), p. 104.

このジョンのばあいは、修道会所属である点において異例に属する。最後の⑤は年表の記載であり、彼はピータバラ修道院長のままでヘンリ 3 世の財務府長官に起用された。④はその 3 か月前の教皇令状であり、彼はこれによって PC 身分を取得した。彼はその 3 年前に、国王の使者としてスコットランドへ派遣されている③。また数回にわたって、国王の巡回裁判の筆頭判事に任命されている②。

ジョンについては、KC の称号が検出されない。それは国王直属の事実が

ないからではなく、修道会所属であることによる。国王直属の事実は、財務府長官に起用されていることから、また国王の使者の経歴をもつことからして明白である。彼が仮に在俗聖職者であれば、いずれかの時点で KC の称号が検出される可能性があるろう。彼の PC 身分取得の時期は、事実上の国王直属の期間中に属するといえよう。

なお修道会所属という点では、会派の相違を別とすれば後出の引用 [13] におけるダブリン大司教ジョンも同様である。ピータバラのジョンはベネディクト修道会に、ダブリンのジョンはドミニコ修道会に所属する。

[10] ① “…… to John Clarel, *king's clerk*, who is going at the king's instance to the court of Rome on the affairs of the king and the realm …… (1258)” — *Hen-IV*, 649. Cf. also pp. 230, 321, 409, 421, 422. ② “On the election of prior Philip to be abbot [of Westminster], Mr J. de Clarel, *papal chaplain*, was sent to Rome …… (1262)” — *Letters*, I, 379. ③ “…… Mr J. de Clarelli, *pope's chaplain* …… (1275)” — *Edw-I*, 79. ④ “…… Mr J. Clarell, *king's clerk* …… (1275)” — *Ibid.*, p. 94. Cf. also p. 226. ⑤ “…… J. Clarel, *papal chaplain* …… (1282)” — *Letters*, I, 467.

このジョンについては、KC 情報と PC 情報とが交互に確認される。また彼は本稿第 2 節の引用 [1] ①にも、また第 3 節の [9] ①にも登場する。後者によれば彼は死亡の時点までティクヒル王立自由礼拝所の司祭職を占有しており、1295年にその占有権が KC ボニフェイスに与えられている。

[11] ① “Appointment of Mr Adam de Fileby [Phyleby], H. de M. and Ph. le Poer, canons of the [king's] free chapel of St Mary, Stafford, as the king's proctors …… (1258)” — *Hen-IV*, 621. ② “…… Mr A. de Filebi, or Phyleby, *papal subdeacon*, …… (2 Kal. June 1264)” — *Ibid.*, I, 406. ③ “…… Masters A. de Filebi, subdean of St Mary's, Stafford, in the diocese of Coventry, and …… (Id. June 1264)” — *Letters*, I, 401. ④ “Pardon, for the long and faithful service of Mr A. de Phileby, *king's clerk*, to him …… and all his men, of their trespass last year …… in invading …… (1268)” — *Hen-VI*, 244.



アダムは①において王立自由礼拝所の参事会員であり、この時点ですでに KC であったと推定される。①と②とは人名を別とすれば共通の文言を含まず、それだけでは同定が不可能である。しかし③は②のわずか2週間後に発給されており、それには同じ王立自由礼拝所の参事会長補佐と書かれている。従って②のアダムは、①や③のアダムと同一人であろう。④の KC アダムは、国王への“長期にわたる忠実な勤務”を評価されて前年の侵害事件に関する恩赦を受けている。②の時点、すなわち“教皇副助祭”と書かれた時点においても KC であったと見なされよう。

[12] ① “Grant to Tidisius [Tedi-, Thedi-] de Camilla, *king's clerk*, of the deanery of Wlverenhampton [Wolver-, Wolverampton, Wulvrene-] …… (1269)” — *Hen-VI*, 310. Cf. also pp. 306, 371, 404, 457, 458, 465, 492f, 502, 506, 607, 650, 655, 681, 711, 714. ② “Dispensation to Tedisius de Camilla, *papal chaplain*, kinsman of Adrian, late pope, to hold …… as well as the deanery of Wolverampton, commonly called the king's free chapel …… (1276)” — *Letters*, I, 451. Cf. also pp. 467, 573, 489. ③ “Tedisius de Camilla, dean of the king's free chapel of Wulvrenehampton, staying beyond seas …… (1291)” — *Edw-II*, 413.

このばあいは、KC 身分が先に検出される。しかし前教皇ハドリアヌス5世の近親者であるとすれば、PC 身分の取得が先ではなかったか。③では王立自由礼拝所の参事会長職に留まっている。

[13] ① “Grant at the instance of brother John de Derlington [Darlington], the king's father (*patris*), to the Friars Preachers of the realm that …… (1265)” — *Hen-V*, 508. Cf. also p. 514. ② “Mandate to Mr Arditio, superior of the church of Milan, *papal chaplain*, and J. de Derlinton, a Friar Preacher, *collectors* of the tenth in England …… (1277)” — *Letters*, I, 452. Cf. also pp. 453, 456. ③ “Safe-conduct for one year for brother J. de Derlington, one of the [king's] *household*, whom the king is sending on his affairs to the court of Rome (1278)” — *Edw-I*, 259. ④ “To the archbishop of Dublin [J. de Derlington] and Mr Arditio …… *collectors* of the Holy Land tenth in the

realm of England …… (1281)” — *Letters*, I, 464.

ジョンは、ドミニコ会所属の修道士である。④の勅許状では“国王の父”と書かれているが、これは彼が国王の“confessor”すなわち聴罪司祭であったことを意味する。これも国王直属身分と見なしえよう。PCの称号は、前出引用[9]で指摘の通り、修道会所属者もそれを帯びている。しかしKCの称号は在俗聖職者に固有のもので、修道会士はそれを帯びることがない。従って修道会士の国王直属は、文書に“king’s confessor”とでも明記されない限り判別が困難である。

ジョンは②および④で、アルディーティオとともに“聖地十分の一税”の徴収官の職務を帯びている。ではこの職務を教皇直属と見なしうるか否か。その点には、若干の疑問が残る。しかし同役のアルディーティオがPCであること、また聖庁財務院の“徴収官”の大半が“教皇使節”の称号を帯びていることからして、ジョンもまた教皇直属身分に編入されているものと推定される。

なお③によれば、彼が“国王家政”の構成員であるという。在俗聖職者であれば、まさに側近のKCである。引き続き国王の“コンフェソル”であったということか。

ダブリン大司教としてのジョンについては、前節の引用[6]でも言及されていた。前任者が1271年に死亡し、後任大司教の人選に当って修道参事会と在俗参事会との対立が長期に及んだ。ジョンは1279年に教皇直任によって大司教に就任する。

[14] ① “…… Mr William Seguini [Siguin, Segini] Deugot [Delgot, del God], *papal chaplain*, canon of Agen [France] …… (1290)” — *Letters*, I, 510. ② “…… Mr W. Segini del God to the church of Mamchestre [Manchester] …… / …… Mr W. Delgot, canon of Wells, brother of cardinal B. bishop of Albano …… (1296)” — *Edw-III*, 189. ③ “…… Mr W. Segini del God, *king’s clerk*, to the church of Mamecestre …… (1296)” — *Ibid.*, p. 190. ④ “…… Mr W. Siguin, *papal chaplain*, to hold the rectory of Mancetter, in the diocese of Coventry and Lichfield, he having resigned a benefice in that of Agen

…… (1297)” — *Letters*, I, 572.

ウィリアムについては、③の KC 情報が①および④の PC 情報に挟まれている。しかもこれら4片の情報には、同定のための媒介情報がある。①と④とではアジャンでの聖職禄占有がそれであり、また④と②③とではマンチェスタの聖堂区司祭職がそれである。さらに②の後半によれば、彼は枢機卿の兄弟である。おそらくはまず PC 身分を取得し、その後に KC 身分に編入されて“同時両属”になったものとおもわれる。

[15] ① “…… gone beyond seas with Mr William de Monte Forti [Montfort], dean of St Paul’s, London …… / Mr W. de Monte Forti gone beyond seas on the king’s special affairs …… (Jan. 1291)” — *Edw-II*, 413f. ② “…… W. de Montfort, *papal chaplain*, dean of St Paul’s, London …… (Mar. 1291)” — *Letters*, I, 529. Cf. also pp. 533, 551. ③ “…… Mr W. de Monteforti, *king’s clerk*, one of the executors of the will of Thomas de Cantilupo, sometime bishop of Hereford …… (April 1294)” — *Calendar of Close Rolls, 1288–96*, p. 345. ④ “Order to cause Mr W. de Monte Forti, dean of St Paul’s, London, to have …… (Aug. 1294)” — *Ibid.*, p. 363.

これらの情報のうちで③および④は『開封勅許状簿』ではなくて『密封勅許状簿』からの引用である。③には人名以外になるほど①や②とを媒介する情報がない。しかし③の時点で、ロンドン司教座参事会長ウィリアムはなお存命中である④。仮に③のウィリアムが同名の別人であれば、記録の記載それ自体に相応の配慮がなされたであろう。③にロンドン司教座参事会長と明記されないのは、記録者にとってそれが自明であったからではないか。いずれにせよ彼は、国王の“特別な用件”を果たすべく海外へ出張した①。彼はその時点ですでに KC であったと推定される。従って②の時点では“同時両属”になっているものと見なされよう。

\* \* \* \* \*

前節までの28名に続けて、本節では15名について“同時両属”を推定した。本節の検証対象15名には、同一文書における PC・KC の併記、あるいはそ

これらの関連情報の併記が確認されない。では“同時両属”はどのようにして推定されたか。

〈要約〉

○ 第1点 まず引用 [1] ではサイモンに関して“同時両属”の確証が欠けているとはいえ、教皇令状②では教皇自身が教皇副助祭サイモンの裁量を国王ヘンリに委ねており、おそらく教皇直属身分のままで国王直属を容認したものであろう。しかも彼にはフランス王家直属の時期もあり、その時期にはフランス王家と教皇とへ“同時両属”していたものと推定される。

○ 第2点 引用 [2] のスティーヴンについては、PC 情報と KC 情報とがそれぞれ別の文書に記載されているとはいえ、いずれも同年の文書であり、双方の称号の同一文書における併記も同然と見なされた。引用 [3] のエイブルのばあいも、双方の称号が別の文書から検出される。しかしそれらの発給日の隔たりはわずか1か月未満であり、やはり併記も同然と見なされた。

○ 第3点 引用 [4] 以降の12名については、次の [第1表] によって推定の根拠を説明しよう。これはそれぞれの人物に関して、教皇直属・国王直属の情報がどのような順序で検出されたか、その前後関係を表示したものである。

**【第1表】 直属情報の前後関係一覧**

○ 省略表記 ○

Kc : king's clerk

Pc : papal chaplain

Kenv : king's envoy

Pcol : papal collector

Kf : king's father (confessor)

Psd : papal subdeacon

Kfcc : canon of king's free chapel

Psdc : papal subdeacon anc chaplain

Kfcd : dean of king's free chapel

Pwr : papal writer

Khh : member of king's household

Kser : king's service

Ktr : king's treasurer

4	Bronescombe, Walter de	Pc	⇨	Kc	⇨	Pc
5	Chaceporc, Peter de	Kc	⇨	Pc	⇨	Kc
6	Trano, Innocent de	Pwr	⇨	Kser	⇨	Pc
7	Aqua Blanca, James de	Kc	⇨	Psd	⇨	Kc
8	Somercotes, John de	Kc	⇨	Psd	⇨	Kc
9	Caux, John de	Kenv	⇨	Pc	⇨	Ktr
10	Clarel, John de	Kc	⇨	Pc	⇨	Kc ⇨ Pc
11	Fileby, Adam de	Kfcc	⇨	Psd	⇨	Kc
12	Camilla, Thedisius de	Kfcd	⇨	Pc	⇨	Kfcd
13	Derlington, John de	Kf	⇨	Pcol	⇨	Khh ⇨ Pcol
14	Deugot, William Seguini	Pc	⇨	Kc	⇨	Pc
15	Monte Forti, William de	Kenv	⇨	Pc	⇨	Kc

引用 [4] のウォールタのばあいには、PC ⇨ KC ⇨ PC の順序で検出された。これは PC 身分の存続期間中に KC でもあったという推定を可能にする。引用 [5] のピータにおいては、逆に KC 身分の存続期間中に PC でもあった。また [10] のジョンについては、さらに [13] のジョンについても、国王直属の最後の情報のあとに、あらためて教皇直属の情報が検出される。

## [V]

“同時両属”が確認されたものとそれが推定されたものとの合計は、前節までの検証によって43名になった。本節ではさらに20名について検証を続ける。ではその20名全員について“同時両属”が推定されるか。本節の対象者については、前節のばあいとは異なって PC ⇨ KC ⇨ PC あるいはその逆の KC ⇨ PC ⇨ KC の第3の情報欠けており、PC ⇨ KC か、あるいは KC ⇨ PC の情報しか検出されない。

[1] ① “Grant to Master Robert de Sumercote [Somer-, -cotes, -cot], *king's clerk*, of 40 marks a year at the Exchequer, until the king provide him with a competent ecclesiastical benefice. / …… Mr R. de Sumercote, *king's*

*clerk, the king's envoy to the court of Rome (1235)*” — *Hen-III*, 95. Cf. also p. 134. ② “*Indult to Mr R. de Sumercote, papal subdeacon, [of the diocese of Lincoln], to hold one benefice with cure of souls besides the parish church of Castre [Castor] …… (1236)*” — *Letters*, I, 154. ③ “*Presentation …… of Mr R. de Sumercote to the church of Merston, in the king's gift(1237)*” — *Hen-III*, 176. ④ “*…… the church of Castre …… has been conferred on Mr R. de Sumercot, papal subdeacon and auditor of papal 'litere contradicte' …… (1238)*” — *Ibid.*, p. 168.

仮にこれら4片の文書におけるロバートがすべて同一人であるとすれば、彼についてもまた“同時両属”が推定される。4片のうち②と③とではカースタ聖堂区司祭職に言及され、その情報によって双方の教皇副助祭ロバートが同定される。しかし①のKCロバートと②や④の教皇副助祭ロバートとの同定を可能にするような媒介情報がない。

本節ではこの事例のように、同定に当って疑問が残るものも扱われる。なお最後の“教皇の反論文書の聴取判事”という役職に関しては、すでに拙稿<sup>1)</sup>で検討した。

---

1) 拙稿C(上)第5節。

[2] ① “*Indult to Robert de Stotin[g]don, papal subdeacon, of the diocese of Canterbury, to hold one benefice …… (1245)*” — *Letters*, p. 213. ② “*…… dispensation to A. de W., R. de Stotindon, J. de S., the king's clerks, to hold …… (1253)*” — *Ibid.*, p. 283.

仮に双方のロバートが同一人であるとすれば、彼にも“同時両属”の可能性が推定される。しかし情報があまりにも断片的であって、厳密に言えば断定を保留し情報の存在を指摘するだけに留めざるをえない。

[3] ① “*Grant to Stephen de Holewell [Holewell], nephew of Robert Passelewe [Passalaiwe], of a benefice in the king's gift …… (1242)*” — *Hen-III*, 317. ② “*Mandate to R. Passalaiwe, archdeacon of Lewes, to grant a dispensation to S. de Holewell, his nephew, papal subdeacon, to hold ……*

(1248)” — *Letters*, I, 256. ③ “…… as the *king's clerks* H. de B. and Mr S. de Hol [e] well …… (1264)” — *Hen-V*, 346.

スティーヴンは①および②においてロバートの甥と書かれている。双方のスティーヴンは、この情報によって同定される。では①における“国王からの贈与”を国王直属と読めるか否か。また③のスティーヴンは①および②のスティーヴンと同一人であるか。このばあいも情報の所在を指摘するだけに留めざるをえない。なおロバートは、後出の [6] にも登場する。

[4] ① “Mandate to the archbishop of Armagh [Ireland], to make provision to Mr Tedisius de Lavania, clerk, *papal writer*, in some church of his province (1248)” — *Letters*, I, 242. Cf. also pp. 276, 308. ② “…… the chapel of Stikeney [Stickney, co. Lincoln] …… which …… the pope gave to T. de Lavania, *papal subdeacon and chaplain*, …… (1251)” — *Ibid.*, I, 267. ③ “…… Mr T. de Lavania, *king's clerk* …… (1268)” — *Hen-VI*, 259.

教皇の“清書官”が“教皇副助祭”あるいはPC身分から起用されるのは、決して不自然ではない。ではこの人物は、③のKCと同一人か。これも情報の指摘だけに留める。

[5] ① “Indult to Walter called ‘Giffard,’ *papal subdeacon and chaplain*, kinsman of the bishop of Bath [and Wells, William Bitton I], to hold …… (1250)” — *Letters*, I, 261. ② “The like [appointment] of Mr Walter Giffard and Ralph Dungun, *king's clerks*, as proctors …… in the said court or parliament [of Louis, king of France](1261)” — *Hen-V*, 137. ③ “…… Mr W. Giffard, canon of Wells, to be bishop of Bath and Wells (1264)” — *Ibid.*, p. 319.

まず①のPCウォールタはバース=アンド=ウェルズ司教の近親者であり、③の同司教座参事会員ウォールタすなわち司教候補者ウォールタと同一人であろう。問題は②のウォールタであり、筆者の手もとには①および③と②との同定の手がかりがない。しかし後日の司教ウォールタが②の時点すなわち3年前にKCであり、また国王の代理人としてフランスの国王宮廷に派遣されるということは決して不自然でない。従って彼についても“同時両属”の

推定が可能になる。

[ 6 ] ① “Mandate to the same [Pandulph, bishop elect of Norwich, cardinal legate] to admit Robert Passaleiwe [Passalewe, Passelewe], *king's clerk*, who has boldly opposed the king's enemies, to the church of Badingheam [Badingham], he having been canonically presented to the legate, notwithstanding other benefices that he has (1219)” — *Letters*, I, 65. ② “Appointment …… of Peter de Rivallis [Rivaux] to the custody of the treasurership of the Exchequer, with mandate to W[illiam Ayremine] bishop of Carlisle, the treasurer …… to deliver to the said Peter, or to R. Passelewe, whom he has attorned before the king for this …… the keys of the treasury with the treasurership and all things pertaining to it clearly drawn up in writing (1232)” — *Hen-III*, 7. ③ “It is significant that Peter, after getting the two treasuries [domestic and national : wardrobe and exchequer] under his control, administered personally the treasury of the household [wardrobe], but delegated the charge of the treasury of the exchequer to his tool, R. Passelewe.” — T. F. Tout, *Chapters*, I, 220. ④ “Indult to R. Passalewe, archdeacon of Lewes, to be elected to the honour of the episcopacy, notwithstanding the archbishop elect of Canterbury [Boniface of Savoy] cancelled his election to the see of Chichester, and promoted R[ichard Wich] rector of Cherringes [Charing, co. Kent] to be bishop, which cancelling was also confirmed by the pope (1245)” — *Letters*, I, 215. ⑤ “Robert Passalewe, archdeacon of Lewes, is made *papal chaplain* (1251)” — *Letters*, I, 269.

これはきわめて異例に属する。①は教皇特使パンドルフォ宛の令状であり、教皇は特使に対して KC ロバートのバディングガム聖堂区司祭就任を許可するように指示した。文面によれば、彼は国王から教会法の規定に従って正規に推薦されている。

彼は②によって財務府長官ピータの職務代行者に発令され、前任者ウィリアムから財宝庫の鍵を引き継いだ。③はタウトの著書からの引用である。ピータは納戸庁と財務府との双方を統括することになったが、財務府は彼の“手



先” ロバートに委ねられた。

彼は1244年にチチェスタ司教に選出されたが、カンタベリ大司教予定者ボニフェイスはその選挙結果を承認しなかった。チチェスタ司教にはリチャードが就任した。しかし令状④は、彼がいずれかの司教座に選出される可能性について事前の承認を与えている。

最後の令状⑤は、彼をPCに任命するものである。①の時点から、すなわち国王が彼を聖堂区司祭候補者として教皇特使へ推薦した時点から30年以上も経過している。彼ほどの高級官僚経験者にしては、異例に遅い。仮にKC身分に留まっていたとすれば、彼の“同時両属”はこの時点で始まり、その翌年に死亡で終わっている。

[7] ① “…… Hugh de Mortuo Mari [Mortimer], *papal chaplain*, official of the archbishop of Canterbury …… (1252)” — *Letters*, I, 288. ② “Confirmation to Mr H. de Mortuo Mari, *papal chaplain*, of the churches …… (1260)” — *Ibid.*, p. 373. ③ “…… the king empowers *his clerks* Masters H. de Mortuo Mari and S. de B. …… (1262)” — *Hen-V*, 215. ④ “Protection …… for Mr H. de Mortuo Mari, who is engaged on the king’s affairs in the parts of France (1263)” — *Ibid.*, p. 253. ⑤ “Safe conduct …… for Mr H. de Mortuo Mari, *clerk* of B[oniface] archbishop of Canterbury, and his household in coming to England …… / …… Mr H. de Mortuo Mari, that if B. archbishop of Canterbury, *his lord*, sends him to England …… (1264)” — *Ibid.*, p. 328.

ヒューについては、まず①および⑤によって教皇と大司教とへの“同時両属”が確認される。③および④も同一人物であろうが、当面は断定を保留して情報の存在を指摘するだけに留める。

[8] ① “Notification to the pope that the king is sending to his presence Mr Peter de Rad[e]nor, *king’s clerk*, archdeacon of Salop …… (1248)” — *Hen-IV*, 11. ② “Confirmation …… to Mr P. [de Radnor], *papal chaplain*, archdeacon of Salop, of a canonry and prebend of Hereford …… (1252)” — *Letters*, I, 277.

双方のピータはサラブ司教補佐であり、その情報によって同定される。教皇のもとへ派遣され、PC身分を取得して“同時両属”になったものか。

[9] ① “…… Mr Finatus [Finacus], *king's clerk*, the *king's proctor* in the court of Rome …… / …… Robert de Baro [de la Barre], *king's clerk*, the *king's proctor* in the court of Rome …… / …… R. de Baro, *king's vassal*, as *proctor* in the court of Rome …… (1255)” — *Hen-IV*, 450. ② “…… Finatus, *papal subdeacon*, and R. de Baro, the *king's proctor* …… (1256)” — *Ibid.*, p. 512. ③ “…… Masters R. de Barro, and R. L. *king's clerks*, as the *king's proctors* in the court of Rome …… (1261)” — *Hen-V*, 150.

すべて『開封勅許状簿』からの引用である。①のKCフィナートゥスと②の教皇副助祭フィナートゥスとはいずれもロバートと併記されており、その情報によって同定が可能になる。従って彼について“同時両属”の可能性が推定される。

なお①ではロバートがKCとも、また国王の“家臣”<sup>2)</sup>とも書かれている。誤植でないとするればきわめて異例であるが、この“家臣”という文言はKCの性格の一端を的確に表現したものとみえる。ロバートが聖職者でありまたKCであることは、最後の③からも確認される。

---

2) 修道院や司教座聖堂が俗人の“家臣”をもつことは、よく知られているところである。“Concurrent letters to the prior and convent, and to all *vassals* of the monastery [of St Albans](1263)” — *Letters*, I, 393. Cf. also pp. 532, 601. 『教皇令状簿』第1巻には、ほかにも修道院の“家臣”について同様の記録がある。Holy Cross, Waltham (pp. 504, 601, 602); St Augustine's, Canterbury (468, 561); Bury St Edmunds (460, 601)。ついでながら司教座聖堂の“家臣”について同様の記録の所在を示しておこう。[England] Canterbury (456); Ely (604); Norwich (583); Worcester (604); York (431, 459, 484, 569, 586)。[Wales] Llandaff (519); St Davids (564)。[Scotland] Brechin (576); Caithness (465); Dunkeld (470, 491); St Andrews (462, 576)。[Ireland] Armagh (442); Cashel (516); Dublin (565, 583); Emly (490); Meath (488); Tuam (488, 498)。

---

[10] ① “Simple protection for Peter, clerk and proctor of Mr Angelus, *papal chaplain*, staying in England on the business of *his lord* …… (1257)” —

*Hen-IV*, 545. ② “…… Mr Angelus, *king's clerk*, canon of Cambrai, the king's advocate in the court of Rome …… (1267)” — *Hen-VI*, 118. Cf. also pp. 123, 216, 232, 250.

これらも『開封勅許状簿』からの引用である。両者が同一人であれば“同時両属”の可能性もある。なお①のピータはPC アンゲルススの直属聖職者であり、その“主君”アンゲルススの用務遂行のためにイングランドに滞在しているという。“主君”という表現は、前出 [7] の⑤にも見られる。そこではカンタベリ大司教がヒューの“主君”であった。聖職者を“主君”と呼ぶ事例は、上記の“家臣”と比較して必ずしも少なくない。

[11] ① “Dispensation on petition of Mr Nicholas [of Ely], *papal chaplain*, archdeacon of Ely, to William de Wendling, clerk, of the diocese of Norwich, to hold two benefices with cure of souls, besides …… (1257)” — *Letters*, I, 349. ② “(1) et ipse rex statim manu propria …… tradidit sigillum suum novum magistro Nicholao de Ely archiciachono Eliensi custodiendum, (2) qui in continenti prestitit sacramentum de sigillo regis fideliter custodiendo, et statim inde sigillavit, (3) et rex particulas veteris sigilli fracti tradidit prefato Roberto Walerand' exhibendum alicui pauperi domui religiose de dono regis (1260)” — *Calendar of Close Rolls*, 1259–61, p. 130. ③ “Notification that Mr Nicholas, archdeacon of Ely, *king's clerk*, received from the king his seal to keep …… and the king received it again from him …… holding him in special commendation for his good service (1261)” — *Hen-V*, 166. ④ “…… Mr Nicholas, archdeacon of Ely, treasurer, *king's clerk* …… (1263)” — *Ibid.*, p. 258.

これらは、いずれもイーリ司教補佐ニコラスに関する記録である。彼についてはPCの称号が先に確認され①、KCの称号は後に③および④から検出される。しかし彼は、おそらく③の時点以前からKCでなかったか。推定の根拠は②にある。

国王の Great Seal が新たに作られ、その新しい“大印章”が国王自身の手からニコラスの管理に委ねられた②(1)。いわゆる“大印章”の管掌者とは、まさに大法官にほかならない。ニコラスはその場で管掌者の任務の誠実な遂

行を誓約し、その誓約文書それ自体が“大印章”で認証された(2)。

これは上記の通り『密封勅許状簿』からの引用であり、そこにはなるほど KC と書かれていない。しかしこれは開封勅許状③とともにニコラスが大法官職を継承したことの記録であり、彼は遅くともその時点で国王直属になったであろう。大法官といえは国王直属官僚の筆頭であり、直属でないものが突如としてそれに起用されることは少ない。しかし彼はレスタ伯シモンの勝利とともに急浮上しており、この浮上には反国王派からの支援が推定されるという。ニコラスは、翌年に大法官職から解任された③。しかしその2年後に財務府長官に任命され④、また同年に大法官に再任される。KC になってからも PC 身分に留まっていたとすれば、ニコラスについても“同時両属”が推定される。

なお新印章ができて、旧印章が破壊された。印材は新・旧いずれもおそらく金か銀であり、旧印章の破片がロバートへ委ねられた。国王からの贈与としてそれをしかるべき修道院に下賜し、貧者救済の財源に充てさせるためである②(3)。

[12] ① “…… the bishop elect …… of London [Henry de Wingham] …… to Mr Ralph de Freningeham [Fremingham], the *bishop's clerk* …… (1259)” — *Letters*, I, 366. ② “Appointment of Mr R. de Fremingeham to be a *papal chaplain* (1262)” — *Ibid.*, p. 378. ③ “…… Mr R. de Frenningham *king's clerk* …… (1265)” — *Hen-V*, 460. Cf. also p. 639.

同一人であるか否か、同定のための媒介情報がない。仮にいずれも同一人であるとすれば、彼は司教・教皇・国王の3者に直属したことになる。3者直属は、次のウィリアムについても推定される。

[13] ① “…… William de Monte Gaugerii, *papal chaplain*, clerk of the late Ademar [Aymar de Valence], bishop of Winchester, rector of Overton in that diocese …… (1263)” — *Letters*, I, 415. ② “…… W. de Monte Gauger [*sic*], *king's clerk* …… (1275)” — *Edw-I*, 125. Cf. also pp. 134, 155, 163.

このばあいも媒介情報がない。しかしウィリアムはウィンチェスタ司教エイマの直属聖職者であり、エイマは第3節の引用 [1] で“イングランド国

王の近親者”と書かれていた。従ってPC ウィリアムは、KC ウィリアムと同一人の可能性が高い。彼の“主君”エイマの仲介によって、国王との接触が実現したものか。

[14] ① “Appointment of Mr Richard de [Sancto] Gorono [Corono], *king's clerk*, as his proctor to appeal from Valescus [Velascus, Velasco] a Friar Minor …… / the said Mr Richard [as the king's proctor] in the court of Rome …… (1263)” — *Hen-V*, 113. ② “…… friar Velasco Mr R. de Sancto Gorono, *papal chaplain* …… (1263)” — *Letters*, I, 405.

双方にフランシスコ会士ヴェラスコが併記されているので、①②のリチャードの同定が可能である。彼にもおそらく“同時両属”の時期があったかと推定される。

[15] ① “…… appointment of Masters Hugh de Cantilupo[-lupe], archdeacon of Gloucester …… as the king's proctor …… (1262)” — *Hen-V*, 198. ② “…… Mr H. de Cantilupe, *papal chaplain*, archdeacon of Gloucester …… (1264)” — *Letters*, I, 417.

双方のヒューは、いずれもグロスタ司教補佐である。おそらくは①の時点でもKCであろう。“同時両属”が推定される。

[16] ① “…… Richard de Bamfeud [-feld], *king's clerk*, warden of the king's change of London and Canterbury …… (1265)” — *Hen-V*, 516. ② “…… R. de Bamfeld, priest, *papal chaplain* …… (1278)” — *Letters*, I, 454. ③ “R. de Bamfeld, clerk [going beyond seas on the *king's special affairs*](1286)” — *Edw-II*, 229.

[17] ① “…… Masters Richard and William de Clifford, *king's clerks*, …… (1277)” — *Edw-I*, 226. ② “Appointment of W. de Clifford, *papal chaplain*, as bishop of Emlý [Ireland] …… (1286)” — *Letters*, I, 489.

[18] ① “…… Appointment of Mr Stephen de Sancto Georgio, *king's clerk*, as his proctor at the court of Rome (1283)” — *Edw-II*, 86. ② “…… Mr S. de Sancto Georgio, *papal writer* …… (1288)” — *Letters*, I, 492. ③ “Mr S. de Sancto Georgio, going to the court of Rome on the *king's affairs*

…… (1290)” — *Edw-II*, 374.

これら3名に関しては、同定のための媒介情報がない。しかしそれぞれの①と②との同定が可能であれば、やはり“同時両属”の推定も可能になる。

[19] ① “…… Mr Reyner [Rayner] de Wykio [Vichio, Wichio], *king's clerk*, canon of Licchefeld [Lichfield] …… (1294)” — *Edw-III*, 60. ② “…… the canonry and prebend of Lichfield …… void by the death of Mr R. de Vichio, *papal chaplain* …… (1301)” — *Letters*, I, 596.

リチフィールド司教座参事会員という情報によって同定され、おそらく死亡まで“同時両属”であったかと推定される。

[20] ① “Presentation of John de Exonia [Gervais, of Exeter], to the church of Odecumbe in the *king's gift* …… (1251)” — *Hen-IV*, 102. ② “…… Mr John, chancellor of York, *papal chaplain* …… (1256)” — *Letters*, I, 328. ③ “Presentation of J. de Exonia to the church of Egglshayl, in the *king's gift* …… (1258)” — *Hen-IV*, 610. Cf. also p. 652. ④ “…… Mr John, chancellor of York, *papal chaplain* …… (1260)” — *Letters*, I, 372. ⑤ “…… John, chancellor of York and *papal chaplain*, whom the pope has appointed to the see of Winchester …… (1256)” — *Ibid.*, p. 378.

最後にこのジョンの1例を追加した。『教皇令状簿』では単に“ジョン”としか書かれていないが、ヨーク大司教座参事会の文書主管であること、また後のウィンチェスタ司教であることからして、エクセタのジョンであることが知られる。①および③には“国王からの贈与”の情報がある。これだけでは国王直属の確証といたいがたいが、前出 [3] のスティーヴンのばあいと同様に、情報の所在を指摘しておきたい。

\* \* \* \* \*

本節の検証対象20名については、いずれも記録の状況からして“同時両属”の完全な立証が不可能であった。たとえば引用 [8] のピータには、国王直属の情報と教皇直属の情報とが別個に存在し、その双方に“サラブ司教補佐”という媒介情報があって KC ピータと PC ピータとの同定が可能になった。

しかし KC 情報は1248年のものであり、また PC 情報はその4年後つまり1252年のものである。従って彼の“同時両属”とは、4年後にも KC であり続けたという前提からの推定に過ぎない。いずれにせよピータのばあいは KC ピータと PC ピータとの同定が可能であり、まだしも情報に恵まれたといえよう。そのような同定は、ほかに [9] [11] [14] [15] [19] [20] においても可能であった。さらに [6] のロバートは『伝記辞典』に独立の項目を与えられており、それと対照すれば引用された情報はすべて同一のものと思なされる。

それに対して、20名中の過半数については同定それ自体が不可能であった。たとえば引用 [1] においては、KC ロバートと教皇副助祭ロバートとの同定を可能にするような媒介情報が欠けていた。双方を媒介するものとしては、人名だけしかない。従って彼の“同時両属”なるものは、二重の前提からの推定に過ぎない。第1の前提は KC ロバートと教皇副助祭ロバートとが同一人であることであり、第2の前提は国王直属と教皇直属とに期間の重複があるということである。しかし筆者の手もとには、この二重の前提を証明するための情報がなかった。

要するに本節の20名には、それぞれ“同時両属”の可能性が推定されるに過ぎない。いわば状況証拠だけで確証がないというべきか。その意味からすれば、本節は仮に状況証拠であろうともそれらを最大限に検出するための試みであった。

## [V I]

当然のことながら“同時両属”は『教皇令状簿』第1巻だけに、すなわち第1巻に対応する時期だけに特有の事態ではない。この節では、参考までに第2巻以降からいくつかの事例を引用しよう。

[1] “…… Thomas de Lugore [Logor], D.C.L. *papal chaplain* …… / To T. de Lugore, D.C.L. Provision, at the request of the king, *whose clerk*

*and ambassdor* he is, of a canonry and prebend of Exeter …… (1306)” — *Letters*, II, 21.

『教皇令状簿』第2巻からの引用であり、斜線の前後2通の令状である。しかしその2通は同日に発給されており、しかも同一頁に連続して収録されている。いわばPCとKCとの併記も同然であり、トマスの“同時両属”には疑問の余地がない。

[2] ① “To Master James de Berkeley. Provision, at the request of Aymer de Valentia, earl of Pembroke, *whose clerk* he is, of a canonry of Chichester …… notwithstanding that he has canonries and prebends of Exeter, Wells, Hereford, St Davids, and Boseham [Boscam] (1317)” — *Ibid.*, p. 149. ② “To J. de Berkeley, S.T.P. *papal chaplain*. Provision, at the king’s request, of a canonry of Lincoln …… notwithstanding …… Exeter &c. …… (6 Kal. Aug. 1318)” — *Ibid.*, p. 175. ③ “To J. de Berkeley, S.T.P. Provision, at the king’s request, of the archdeaconry of Huntingdon …… notwithstanding …… Exeter, Hereford, St Davids, Wells, and Boscam …… (5 Kal. Aug. 1318)” — *Ibid.*, p. 174. ④ “ …… a canonry of Boseham, in the diocese of Chichester …… B. de C., archdeacon of London, and Mr J. de Berkeley, canon of Exeter, *papal chaplains* (8 Id. June 1318)” — *Ibid.*, p. 176. ⑤ “ …… prebendary of Buggeden [Buckden] in the church of St Mary, Lincoln …… to grant it …… to the *king’s clerk* Mr J. de Berkeley / …… prebendary of Writling [Wartling] in the king’s free chapel of Hastynghes …… to present the *king’s clerk* Mr J. de Berkeley to it (3 July 1320)” — *Calendar of Chancery Warrants*, I, 509. ⑥ “ …… to the dean and chapter of the free chapel of Hastynghes to assign a stall in the choir and a place in the chapter to Mr J. de Berkeley, *king’s clerk*, whom J[ohn Langton] bishop of Chichester …… has admitted to the prebend of Writling in the said chapel (13 Aug. 1320)” — *CPR.*, 1317–21, p. 502. ⑦ “ …… the royal assent to the election of Mr J. de Berkelegh, canon of the cathedral church of Exeter, doctor of Theology, to be bishop of that place (1326)” — *CPR.*, 1324–27, p. 342. ⑧ “M. James Ber-



keley D.Th. 1318-26 …… Bp of Exeter 1327 (under PREBENDARIES OF BUCKDEN)” — *Fasti, 1300-1541, I, 43.*

このジェイムズについては、まずバムブルク伯への直属身分が確認された①。彼が②③および④のジェイムズと同一人であることは、聖職禄の名称が共通していることで明白である。②のジェイムズはPCであり、しかも“国王からの要請に基づいて”リンカン司教座で参事会員職に直任された。また④のジェイムズもPCであり、エクセタ司教座の参事会員であるという。後日のエクセタ司教ジェイムズとは、このエクセタ参事会員という情報によって同定される⑦。要するに後日の司教ジェイムズについてPC歴が知られた。

KCの称号は⑤および⑥に記載されている。⑤の前半では、リンカン司教座においてバクデンの参事会員聖職禄を取得する。最後の⑧すなわち『高位聖職者目録』の記載が正しいとすれば、彼はこれをエクセタ司教就任の時点まで占有していた。⑤の後半は⑥と共通の情報を含んでおり、彼はヘイスティングズ王立自由礼拝所の参事会員でもあった。

このように司教ジェイムズには、PC歴とKC歴との双方が想定される。そののみか③は②の翌日に発給されており、また②と同様に“国王からの要請に基づいて”発給されている。“同時両属”は②の時点ですでに始まっていた可能性もある。

[3] “…… On the prior’s appeal to the pope the cause was committed to Arnald, the *king’s chaplain* and *papal auditor* …… (1321)” — *Letters, II, 213.*

この人物についてはこれだけの情報しかえられないが、彼は教皇の“聴取判事”としてある事件を担当している。しかもこれには国王の“カペラーヌス”の称号が併記されており、それによって“同時両属”が確認される。

[4] ① “…… the prayer which the king formerly made to the pope …… for the *king’s cousin and clerk* Simon de Mountagu [Montague, Monteacuto, Monte Acuto] …… (1317)” …… *Cal. Chancery Warrants, I, 465.* ② “S. de Monteacuto, canon of York, is made *papal chaplain* (1330)” — *Letters, IV, 315.* ③ “To S. de Monteacuto, *papal chaplain* …… at the request of the king,

*whose clerk* he is …… (1331)” — *Ibid.*, p. 327. ④ “To Mr S. de Montecacuto, *papal chaplain* …… at the king’s request, of the archdeaconry of Canterbury …… (1332)” — *Ibid.*, p. 357. ⑤ “To Simon, *papal chaplain*, archdeacon of Canterbury …… to the see of Worcester …… (1333)” — *Ibid.*, p. 405.

PCとKCとの両称号併記は③に見られるが、彼の“同時両属”は②の時点ですでに始まっているといえよう。

[5] ① “To Richard de Sancto Edmundo [Bury], the *queen’s chaplain*. The like provision [at the request of queen Philippa] of a canonry and prebend of York …… (1329)” — *Ibid.*, p. 294. ② “To the *king’s clerk* and councillor, Mr R. de Sancto Edmundo …… at the request of the king Edward and queens Isabella and Philippa, of a canonry and prebend of Wells …… notwithstanding that he has …… a canonry of York …… (1330)” — *Ibid.*, p. 338. ③ “To Masters R. de Bury, *papal chaplain*, canon of York …… / To R. de Bury, *papal chaplain* …… at the request of the king, *whose secretary* [keeper of the privy seal] he is …… (1331)” — *Ibid.*, p. 327. ④ “R. de Sancto Edmundo, canon of York, is made a *papal chaplain* (1331)” — *Ibid.*, p. 343. ⑤ “To Richard, *papal chaplain* dean of Wells. Appointment to the see of Durham …… (1333)” — *Ibid.*, p. 405. ⑥ “ …… the see of Durham …… to R. de Bury, *king’s clerk*, dean of Wells, whose advancement to be bishop by provision of the Pope has been accepted by the king (1333)” — *CPR.*, 1330-34, p. 487.

まず①では王妃フィリパの“カペラーヌス”であり、また②ではKCとして、国王・王母・王妃からの要請によってウェルズ司教座の参事会員職に直任された。PCの称号は③④および⑤に見られ、しかも③ではPC称号と国王秘書官すなわち王印庁長官職とが併記されている。要するに、彼についても“同時両属”が確認される。

なお⑤も⑥もグラム司教への教皇直任を伝えているが、教皇令状では彼をPCと記載しているのに対して、国王の開封勅許状はKCという側面から書

かれている。

『教皇令状簿』第2巻からの引用は以上に留める。

[6] “To Mr John Fraunceys, canon of York, *papal writer and member of the pope's household*. Dispensation to him — who is also *abbreviator of apostolic letters*, at the petition also of king Richard [II], *whose clerk* he is …… (1391)” — *Letters*, IV, 412.

『教皇令状簿』第4巻からの引用である。ジョンは教皇のもとで“清書官”であり、また“教皇家政構成員”であるのみか“使徒座の書簡の抄録官”でもある<sup>1)</sup>。しかもこれにはKC身分も併記されている。

---

1) 清書官・抄録官については拙稿C(中)第8節で、また“教皇家政構成員”については(追補)第4節・第5節でそれぞれ扱った。

---

[7] ① “To Thomas Morw, Cluniac abbot of Paisley in the diocese of Glasgow …… who was a professed monk of Paiseley, a priest and a bachelor of canon law, of the said abbey …… with provision hereby, at the petition of king James [II], *whose chaplain* he is, of Paisley, immediately dependent on Cluny …… (1419)” — *Letters*, VII, 141. ② “ …… safe-conduct …… for Thomas, abbot of Paisley, of the Order of Cluny, in the diocese of Glasgow, *papal referendary*, envoy of Charles [VII], king of the French, who, having been sent to the pope by the said king, is being sent back to him by the pope (1423)” — *Ibid.*, p. 14.

このトマスは、スコットランド国王ジェイムズ1世直属のカペラーヌスであった①。その彼は②において教皇の“請願検討顧問”と書かれている<sup>2)</sup>。その時点で国王直属身分が続いているとすれば“同時両属”になろう。また彼はフランス国王シャルル7世の使者として教皇のもとへ派遣され、さらに教皇からシャルルのもとへ派遣されている。ほかの事例から類推すれば、フランス国王にも直属した可能性がある。

---

2) 拙稿C(上)第6節参照。

---

[8] ① “The like [safe-conduct] …… for John [Cameron], bishop of Glasgow, *papal assistant and referendary* (assistens ac referendarius noster), who has to go from the Roman court to Scotland …… (1435)” — *Letters*, VIII, 282. ② “ …… John, bishop of Glasgow, then chancellor of the realm of Scotland …… (1335)” …… *Ibid.*, p. 286.

これもスコットランドの事例である。ジョンはジェームズ1世・ジェームズ2世のもとに大法官として勤務し、①の時点でもその職にあった。国王に対しては大法官であり、教皇に対しては請願検討顧問である。

[9] ① “ …… for Peter Courteney, a *papal notary* and proctor in the Roman court of Edward king of England …… whom the pope is sending as *nuncio* on arduous business to the king and realm of England …… (1463)” — *Letters*, XI, 654. ② “To P. Courteney, archdeacon of Exeter …… appointing him (who is proctor-general of the affairs of Edward king of England in the Roman court, is of the lineage of the said king, and is a licentiate in civil law by examination) a *referendary of the pope and the apostolic see* (1263)” — *Ibid.*, p. 685. ③ “ …… the *king's clerk* P. Courtenay, the king's secretary, of the deanery of the king's royal free chapel or college of St Stephen within the palace of Westminster …… (1472)” — *CPR.*, 1467–77, p. 332. ④ “ …… the *king's chaplain* [sic] Mr P. Courtenay of the custody or deanery of the king's free chapel of St Mary and SS George and Edward within the castle of Windesore [Windsor] …… (1476)” — *Ibid.*, p. 596. Cf. also D.N.B., sub nomine.

ピータは、後にエクセタ司教・ウィンチェスタ司教を歴任している。まず①では“教皇起草官”の職名と国王の代理人の役割とが併記され、②では教皇の“請願検討顧問”の職名とならんで国王の総括代理人という記載がある。①および②は、それ自体が彼の“同時両属”を証明しているといえよう。KCの称号は③で確認され、④では国王のカペラーヌスとなっている。①の時点で国王の代理人であるということは、その時点ですでにKCであったと推定される。

[10] ① “Commission to …… and Mr James Goldwell, dean of Salisbury, *king's clerks*, to enquire …… (1461)” — *CPR.*, 1461–67, pp. 348f. ② “To Mr J. Goldwelt [sic], dean of Salisbury, a *papal notary* …… who is the procurator [proctor] in the Roman court of Edward, king of England …… (1469)” — *Letters*, XII, 704. ③ “ …… Mr J. Goldwell, *prothonotary* [notary] *apostolic*, dean of the cathedral church of St Mary, Salisbury …… (1472)” — *CPR.*, 1467–77, p. 306. ④ “ …… J. Goldwell, dean of the cathedral church of St Mary, Salisbury, and [bishop] elect of Norwich …… (1472)” — *Ibid.*, p. 366.

これら4通の文書はすべてソールズベリ司教座参事会長という情報を含んでおり、それによって同定が可能になる。④のノリデ司教ジェームズには、まず①でKCの前歴が確認された。また②および③には“教皇起草官”の職名が明記されており、それらから“同時両属”が判明する。

\* \* \* \* \*

最後の引用 [10] の②は『教皇令状簿』第12巻からの情報であり、ほかに『開封勅許状簿』からの情報を参照してジェームズの“同時両属”を推定した。本節では第2巻から5名、第4巻・第7巻・第8巻・第11巻・第12巻からそれぞれ1名、すなわち合計10名について“同時両属”者を選択して例示した。

筆者は近年の一連の論稿において、主要な情報を『教皇令状簿』から抽出し、あれこれの主題に関する通時的検証を続けてきた。その検証作業の範囲は第1巻から第12巻までの合計8,268頁に限定されており、第12巻の下限つまり1471年は、筆者にとって当面の下限になっている。

“同時両属”が第12巻からも確認されるということは、それが13世紀だけの特殊な事態ではなくて、少なくとも15世紀後半にまで及んでいることを意味する。おそらくは、ヘンリ8世がローマ教皇と断交するまで続いたかとおもわれるが、当面はそれを推定として述べるだけに留めなくてはならない。

《おわりに》

本稿全体の総括に先だって、検証対象者を一覧表あるいは索引にまとめておこう。配列の順序は、教皇直属の情報の『教皇令状簿』への記載順である。最初のサイモンは1227年にも教皇副助祭として書かれているが、初出でいえばピエートロの前年になる。記載要領は、一覧表の中で実例にそくして説明する。

【第2表】 検証対象者一覧表

○ 省略表記 ○

abp : archbishop of	archd : archdeacon of
auditor : papal auditor	bp : bishop of
canon / college : canon of a secular college	
ch : papal chaplain	chancellor : king's chancellor, etc.
chanc / dioc : diocesan chancellor	clerk : clerk of the papal camera
collector : papal collector	Ir : Ireland
kfc : king's free chapel of	kp / wdrb : keeper of the wardrobe
legate : papal legate	nuncio : papal nuncio
Sc : Scotland	sd : papal subdeacon
SMGL : St Martin-le-Grand, London	writer : papal writer

.....  
Langeton, Simon de : sd<sup>1)</sup>1218<sup>2)</sup>[IV-1]<sup>3)</sup> canon York<sup>4)</sup>

(archd Canterbury)<sup>5)</sup> < chancellor / prince Louis France ><sup>6)</sup>

- 1) 教皇直属を示す情報が“papal subdeacon”である。
- 2) 教皇直属を示す情報の初出が1218年である。
- 3) 本稿第4節の引用 [1] で扱われている。
- 4) 初出の時点でヨーク大司教座の参事会員であった。
- 5) 1218年以後に彼はカンタベリ司教補佐職をえた。
- 6) フランスの王太子ルイのもとで“chancellor”職をえたことがある。

Collemedio [Colle Medio], Peter : ch<sup>1)</sup>1219 [0-1]<sup>2)</sup> ——<sup>3)</sup>

- 1) 教皇直属を示す情報が“papal chaplain”である。

2) 本稿《はじめに》の引用 [1] で扱われている。

3) 前注 4) のような、あるいは 5) のような占有聖職の情報がえられない。

——, Stephanus : ch nuncio<sup>1)</sup>1230 [IV-2] ——

1) PC の称号のほかにも “papal nuncio” であることも知られる。

Sumercote, Robert : sd auditor 1236 [V-1] rector Castor York<sup>1)</sup>

1) ヨーク大司教管区でカースタ聖堂区司祭職にあった。

Esteland, Simon (the Norman) de : ch sd 1237 [II-3] archd Norfolk (deprived)

Stotindon, Robert de : sd 1245 [V-2] ——

Frusinone, John : nuncio ch sd 1248 [II-2] canon Dublin Ir

Golin, Abel de : ch 1248 [IV-3] canon Glasgow Sc, archd Dunkeld Sc

(bp St Andrews Sc 1254)<sup>1)</sup>

1) 1254年にスコットランドの聖アンドルーズ司教職をえた。

Holewell, Stephen de : sd 1248 [V-3] ——

Lavania, Tedisius de : writer sd ch 1248 [V-4] chaplain Stickney Lincoln

Bronescomb [alias of Exeter], Walter : ch 1250 [IV-4] archd Surrey

(bp Exeter 1258)

Giffard, Walter : sd ch 1250 [V-5] (canon Wells) < chancellor 1265 ><sup>1)</sup>

(bp Bath and Wells 1264)

1) 1265年に国王のもとで大法官職をえた。

Lezigniac [Lusignan, Valence], Aymar de : ch 1250 [III-1] canon London

(bp Winchester 1250)

Plimpton, Nicholas de : sd nuncio ch 1250 [II-1] (archd Norfolk)

Chaceporc, Peter : ch 1251 [IV-5] archd Wells < kp / wrbr 1241 ><sup>1)</sup>

1) 1241年に国王のもとで納戸庁長官職をえた。

Mansel, John : ch 1251 [III-2] provost Beverley < chancellor 1246 >

Passalewe, Robert : ch 1251 [V-6] archd Lewes

Mortuo Mari [Mortimer], Hugh de : ch 1252 [V-7] < official / abp Canterbury >

Rad [e] nor, Peter de : ch 1252 [V-8] archd Salop, canon Hereford

Lovell, Philip : ch 1253 [II-8] rector Hampshape Lincol < treasurer 1252 ><sup>1)</sup>

1) 1252年に国王のもとで財務府長官職をえた。

Amblyon, John de : ch 1254 [II-4] dean Monte St Andrea Savoy,

dean / kfc SMGL

\*<sup>1)</sup> Sumercote, Laurence de: sd 1254 [III-4] canon Chichester

1) 情報源が『教皇令状簿』ではなく、もっぱら『開封勅許状簿』である。

Trano, Innocent de : writer ch 1254 [IV-6] canon Trani Italy

Wingham, Henry de : ch 1254 [0-2] dean / kfc SMGL < chancellor 1255 >

(bp London 1259)

- , Gamelin : ch 1254 [III-3] canon Glasgow < chancellor / Sc 1254 >  
(bp St Andrews Sc 1255)
- , Rostand : ch sd nuncio legate 1254 [II-7]  
(canon / kfc Bridgenorth, archd Agen France)
- \* Burdegala [Bordeaux], Rostand de : sd ch 1255 [II-10] —
- Lovell, Roger: ch 1255 [II-8] rector Tauton Exeter
- Aquablanca, James de : sd 1256 [IV-7] archd Salop < queen's treasurer >
- Gervais [Exonia], John : ch 1256 [V-20] chanc / dioc York, canon Salisbury
- Sumercot [-cotes], John de : sd ch 1256 [IV-8] canon / college Southwell
- \* —, Finatus : sd 1256 [V-9] —
- Cochenato [Coquinato], U [m] bert de : sd ch 1257 [II-10]
- Ely, Nicholas de : ch 1257 [V-11] archd Ely  
< chancellor 1260, treasurer 1263 > (bp Worcester 1266, Winchester 1268)
- \* —, Angelus : ch 1257 [V-10] (canon Cambrai France)
- , Sinitius: clerk writer ch sd nuncio 1257 [III-5] (canon Chichester)
- , Albert : sd ch sd 1258 [II-10] chanc / dioc Milan
- Lebrun [Brun], Fremund [le] : ch 1259 [III-6] rector Crawly Winchester  
< chancellor / Ir / prince Edward >
- Silvestri, John : ch 1259 [II-10] rector Fulham London
- Caux, John de : ch 1260 [IV-9] abbot Peterborough < treasurer 1260 >
- Sarum, Henry de : ch 1260 [II-9] chaplain / kfc Penkridge
- Clarel, John : ch 1262 [IV-10] canon / college Southwell
- Fremingeham, Ralph : ch 1262 [V-12] rector Eversholte Lincoln
- Corneria, William de la : ch 1263 [III-7] canon Dunkeld Sc  
(bp Salisbury 1288)
- Monte Gauguerii, William de : ch 1263 [V-13] rector Overton Winchester
- Sancto Gorono [Corono], Richard: ch 1263 [V-14] archd Surrey
- Cantilupe, Hugh de : ch 1264 [V-15] archd Gloucester
- Filebi, Adam : sd 1264 [IV-11] subdean / kfc St Mary Stafford
- Camilla, Tedisius de : ch 1276 [IV-12] dean / kfc Wolverhampton
- Derlinton [Dar-], John : collector 1277 [IV-13] friar preacher  
(abp Dublin 1279)
- Wodestok, Henry de : ch 1277 [III-8] canon Hereford  
< queen's chancellor, queen's treasurer >
- Bamfeld [-feud], Richard de : ch 1278 [V-16] rector Rothbury Durham
- Clara, Bogo : ch 1282 [III-9] dean / [kfc St Mary] Stafford



北大文学部紀要

Clifford, William de : ch 1286 [V-17]- (bp Emly Ir 1286)  
 Sancto Georgio, Stephen de : writer 1288 [V-18]-  
 Deugot [Delgot], William Seguini : ch 1290 [IV-14] canon Agen France  
 Mota, William Arnaldi de : ch 1290 [II-10] rector Montuhio Toulouse France  
 Hulmo, Robert de : ch 1291 [II-10] rector Croxton Norwich  
 Montfort, William de : ch 1291 [IV-15] dean St Paul's London  
 Langeton, Walter de : ch 1295 [II-10] dean / kfc Bridgenorth  
 < kp / wdrb 1290, treasurer 1295 > (bp Coventry and Lichfield 1296)  
 Salutiis, Boniface : ch 1297 [III-10] parson / kfc Tichhill, canon Lincoln  
 Droknesford, John de : ch 1298 [II-10] canon York < kp / wdrb 1295 >  
 (bp Bath and Wells 1309)  
 Vichio [Wi-], Rayner de : ch 1301 [V-19] canon Lichfield

☆ 集 計 ☆

( 1 )

abbot	1	archdeacon	12
bishop ★	12 (abp : 1)	canon (diocesan)	18
canon (collegiate)	3 (kfc : 1)	chanc (diocesan)	2
chaplain / chapel	2 (kfc : 1)	dean (diocesan)	2
dean / kfc	5	friar preacher	1
official / archbishop	1	parson / kfc	1
provost (collegiate)	1	rector	10
subdean / kfc	1		

( 2 )

king's free chapel 9

( 3 )

chancellor	7 (queen's : 1, prince's : 2)
treasurer	6 (queen's : 2)
keeper / wardrobe	3

まず集計(1)は、聖職者のいわば職階による区分である。司教すなわち★印の12名は大司教1名を含んでいるが、これらはすべて後日に司教あるいは大司教に昇進したものである。集計(2)では、王立自由礼拝所で参事会長職をはじめとして何らかの聖職禄を取得しているものの合計を示した。集計(3)は国

王のもとで大法官・財務府長官・納戸庁長官であったもの、ならびに王妃・王太子の家政機関でそれらに相当する官職を帯びたものを示している。( )の数字はすべて内数であり、国王の大法官ならびに国王の財務府長官の実数はそれぞれ5名・4名である。

\*  
\*\*

本稿全体にわたる総括の第1点として、最初に集計(1)に注目しよう。人数が多いという点では、司教座参事会員18名、司教補佐12名、聖堂区司祭10名の順になっている。ほかに司教座参事会長2名と司教座文書主管2名とを加えれば、司教座関係者は20名を超える。さらに王立自由礼拝所関係者9名のほかにコレージュムすなわち在俗共住聖堂の参事会関係者が3名おり、本稿で検証されたもののほぼ半数はいずれかの参事会員聖職禄を占有していた。いいかえると“同時両属”が確認されあるいは推定されるものは、一般参事会員かそれ以上の職階にある。しかもそのうちの12名が司教に昇進しており、そのことからすれば、彼らはいわば司教候補級の職階において“同時両属”していたといえよう。聖堂区司祭10名にしても、その司祭職のほかにはいずれかの参事会において聖職禄を取得していた可能性もある。要するに“同時両属”は、比較的高位の聖職者に見られた。

それは、当初から予想されたことであつた。教皇直属にせよ国王直属にせよ、そのこと自体が比較的高位の聖職者にとって可能であり、その特権は下級の聖職者にまで及ぶはずがない。“同時両属”とは、双方の特権をあわせて享受することにほかならない。従つて集計(1)に高位聖職者が多いということは、きわめて当然の帰結である。ともあれここでは、まずその当然の結果を再確認しておきたい。

第2点は、集計(2)および集計(3)からの総括である。まず集計(2)では、王立自由礼拝所の聖職禄占有者が9名にのぼっている。王立自由礼拝所の聖職禄は、すでに別稿<sup>1)</sup>で検証の通り、大半がKCの給養財源にあてられる。しかもとりわけ幹部級の国王官僚の給養財源になる。本稿冒頭のヘンリ=ド=ウィ

ンガムはその典型で、彼はロンドン聖マルティヌス大聖堂の参事会長から大法官に起用された。また集計(3)では、国王の大法官・財務府長官・納戸庁長官が11名になっている。ほかの5名は王妃・王太子の家政機関の長官職を帯びている。“同時両属”の確認者・推定者のうちには、国王行政の分野で枢要の地位を占めているものが少なくない。

---

1) 拙稿D(下)のとりわけ第8節。

---

このこともまた当初からの予想の再確認に過ぎない。高級官僚が国王直属になるか、あるいは国王直属者が高級官僚になるか。いずれにせよ高級官僚と国王直属とは密接不可分の関係にある。教皇直属者が渡来して国王直属身分を取得することもあれば、国王直属者が教皇直属身分を認定されることもあった。集計(2)および集計(3)は、まさに当然の帰結である。

第3点は、検証対象者すなわち“同時両属”の確認者・推定者の総数に関する評価である。検証対象者の総数は63名である。そのうちの相当数については、第5節の末尾でも指摘の通り、それぞれ“同時両属”の可能性が推定されるに過ぎない。いわば状況証拠だけで確証がない。その意味からして本稿は、たとえ状況証拠だけであろうとも、それらを最大限に検出するための試みであった。

厳密な基準からすれば、これらすべての状況証拠を過信してはならない。しかしこれらの状況証拠も、本稿関連の『教皇令状簿』や『開封勅許状簿』にそれぞれ固有の限界の中で検出されたものにほかならない。従って“同時両属”の実際の件数は63名を大きく超える可能性があり、63名とはまさに氷山の一角に過ぎない。当面は氷山の一角しか知りえないとすれば、それらを全数にわたって調査せざるをえない。本稿は、まさにその全数調査の報告であった。

ところで筆者は、教皇直属の情報を『教皇令状簿』第1巻の本文621頁から314名について検出している。当時の教皇直属者の実数からすれば、この数字それ自体が氷山の一角であろう。第2表の63名とは『開封勅許状簿』か

らの3名、つまり\*印の3名を加えた数字である。この3名を加えて分母を317名とすれば、分子の63名とは20%弱に相当する。

しかし分母と同様に分子も氷山の一角であろうから、この20%弱という数字にはいわば象徴的な意味しか認めがたい。それにしても氷山の一角だけで5名に1名である。これはもはや僅少の異例ではなく、高位聖職者・高級官僚においては比較的広範な慣行であったといわざるをえない。

第4点。集計(1)は、わずか2名ではあるが修道会所属の聖職者を含んでいる。いいかえると“同時両属”は、在俗聖職者あるいは聖堂区所属聖職者のみならず、修道会所属の聖職者にもありえた。第4節の引用[9]のジョンはベネディクト派のピータバラ修道院長のままでヘンリ3世の財務府長官に起用された。ジョンについては、KCの称号が検出されない。それは第4節で指摘の通り国王直属の事実がないからではなく、修道会所属であることによる。国王直属の事実、財務府長官に起用されていることから、また国王の使者の経歴をもつことから知られた。彼が仮に在俗聖職者であれば、いずれかの時点でKCの称号が検出される可能性がある。

修道会所属という点では、会派の相違を別とすれば同じ第4節の引用[13]におけるダブリン大司教ジョンも同様である。ダブリンのジョンは“伝道修道会”すなわちドミニコ修道会に所属する。勅許状では“国王の父”と書かれ、彼が国王の“confessor”すなわち聴罪司祭であったことを示している。やはり第4節で指摘の通り、修道会士の国王直属は、文書に“king's confessor”とでも明記されない限り判別が困難である。第2表で修道会所属者が少ないのは、主として彼らが国王直属聖職者のうちで相対的に劣勢であることによる。しかし“同時両属”は、少ないながらも修道会所属の聖職者にも推定されたことになる。

第5点。本稿第1節の前半では、聖職者における“同時両属”なるものと同時代の俗人世界における“複数封主制”との現象面・機能面における類似性を示唆した。ある聖職者が教皇と国王との双方に“同時両属”するという

ことは、俗人封臣が同時に複数の封主に臣従すること、つまり“複数封主制”と基本的に異なるところがない。

第5節の引用 [9] では、KC ロバートが聖職者でありながら“king's vassal”すなわち“国王家臣”と書かれていた。また同じ第5節の引用 [7] および [10] においては、カンタベリ大司教やPC アンゲルスがそれぞれ“lord”すなわち“主君”と書かれている。ラテン語原文では“dominus”であろうか。

これは単なる用語法上の混同に過ぎないというべきか。筆者は国王とKCとの間に、また教皇とPCの間にも字義通りの主従関係が存在し、その主従関係は当時一般の意識において俗人封主・俗人封臣間の主従関係と通底していたものと考えている。本稿第2節の引用 [5] [6] では、俗人封臣に対する年金支給の事例を引用した。それらの俗人封臣は国王から知行の授与を予約され、その授与が可能になるまで国王の財務府から代替年金を支給された。同様の年金支給は、同じ第2節の引用 [4] におけるPC ジョンについても確認された。ジョンは国王から聖職禄授与を予約され、その授与が可能になるまで国王の財務府から代替の年金を支給されることになった。聖職者か俗人か、また聖職禄か知行か。その相違を別にすれば発想は完全に同一であり、文言にも共通性が見られた。

国王・KC間にせよ、教皇・PC間にせよ、その主従関係に俗人封主・俗人封臣間の主従関係と通底するところがあるとすれば、上記の通り“同時両属”と“複数封主制”とも基本的に通底しているといわざるをえない。ところが少なくともイギリスでは、第1節で指摘の通り“複数封主制”の否定、すなわち“複数封主制”から“単一封主専属制”への移行が早かった。ギンプルカンによればヘンリ1世の治世(1100-35)から「単一封主専属制の王権による独占」が現実に進行していたという。

第6点。それに対してKCが国王のほかには教皇へも直属することについて、国王がそれを禁止した形跡はない。たとえば集計(3)の大法官・財務府長官などの高官は、PC身分を国王に無断で内密に取得したとはおもわれず、逆に

国王がその取得を仲介した可能性すら推定される。俗人封臣においては“複数封主制”が否定される一方で、聖職者においては“同時両属”を否定した形跡がない。この相違はどのように説明すべきか。現時点では、筆者にそれを的確に説明するだけの用意がない。ここではあえて2点の推定を述べるだけに留めよう。

〔A〕“同時両属”者の外交分野での利点

第2節の引用〔1〕のニコラスは、国王の代理人としてローマへ派遣され、復路には教皇使節になっている。〔2〕のジョンは往路に教皇使節・徴収官であり、復路には国王の使者になっている。〔7〕のロスタンもまず教皇使節として渡来し、復路には国王の使者になった。“同時両属”者が双方の意思疎通の媒介者として起用される事例はこの3名だけに留まらず、彼らが教皇・国王の双方に直属であるということは、双方の意思疎通の媒介者として好適な条件であったといえないか。これは第2節の要約の一部である。

〔B〕“同時両属”者の給養における利点

やはり第2節において、引用〔8〕のフィリップは教皇から聖職禄の追加占有を容認されている。彼はすでにPCであり、また現職の財務府長官であった。追加占有の容認の令状は“国王の要請によって”発給されている。引用〔10〕④のウォールタも現職の財務府長官であり、彼も“国王の要請によって”聖職禄の追加占有を容認された。この2例はいずれも追加占有の容認の令状であるが、KCは“国王の要請によって”教皇から聖職禄への直任の令状を受給することもあった。第6節の引用〔1〕〔2〕〔4〕〔5〕は、いずれも教皇直任の令状を含んでいる。要するに国王はKCの待遇改善のために教皇からの恩恵に依存することがあり、そのばあい彼がPCでもあれば、恩恵を受けることがそれだけ容易であったといえないか。

第7点。“同時両属”は『教皇令状簿』第1巻の相当時期だけに留まらない。そのことの確認のために、第6節では『教皇令状簿』第2巻以降から“同時両属”の事例を引用した。これらはもとより例示であって、検出可能な件数はむしろ第2巻以降において増加するものとおもわれる。『教皇令状簿』に

せよ『開封勅許状簿』にせよ、14世紀以降には情報量が格段に増加するからである。では“同時両属”の最盛期はいつごろか。また“同時両属”の下限はいつごろか。その点については、筆者に現時点で語るべき用意がない。

ともあれ本稿は、基本的な情報源として『教皇令状簿』第1巻を選択した。その選択の理由については、序説《はじめに》の末尾で述べた。「要するに本稿は、情報密度の最低の時代を意図的に選択したことになる。何故か。それは最悪の条件のもとで、どの程度の事例を検出しようか。その点を確認しておきたい、ということに尽きる。」

第8点。あらためて集計(1)の司教に注目したい。司教12名とは上記の通りすべて後日の司教であり、現職の司教は皆無である。では現職司教において“同時両属”はありえないということか。結論を端的に述べるならば事実は逆であり、司教は司教であることによって“同時両属”であった。何故か。

第2表において現職司教が皆無であるのは、きわめて単純な理由による。PCが司教に昇進すれば、もはやPCと明記されることがない。しかしPC身分からの離脱とは、教皇直属身分からの離脱を意味するものではなく、さらに高次の教皇直属身分へ編入されることにはかならない。司教の称号それ自体が彼の教皇直属身分を明示している。

同様にKCが司教に昇進すれば、もはやKCと明記されることがない。彼もまたKC身分からさらに高次の国王直属身分へ編入されたに過ぎない。では高次の国王直属とはどのようなことか。ここではそれを次の1点に限定して指摘しよう。

司教は“temporalitates : temporalities”すなわちその俗的権限・俗的財産に関して国王の“封臣”に相当する。端的にいえば司教の死亡あるいは辞任によって司教直轄所領が王権に復帰し、新司教があらためてそれを王権から回復する。その限りでは、俗人封臣における知行の王権復帰・再授与と異なるところがない。要するに司教は、国王から司教所領を回復することによって、国王の直属“封臣”になった。

あえていえば、司教とは“同時両属”の完成にはかならない。従って本稿

における“同時両属”の検証とは、すべて完成以前の段階における“同時両属”の検証であった。

\*  
\*\*

最後に残された課題に言及しておきたい。筆者の近年一連の論稿については、すでに本稿の冒頭において《はじめに》の脚注として列挙しておいた。ここではそのうちから拙稿 C だけの表題を反復しておこう。

「〈史料所見〉 *Calendar of Papal Registers* における教皇官僚——1198年から1471年まで」上・中・下・追補（1992/93年）

この拙稿 C の意図は、本稿との関連でいえば PC の実態検証のための予備的な作業であった。PC は、教皇官僚として多様な官職を帯びることがある。拙稿 C の意図は、その多様な官職呼称について相応の予備知識を形成することにあった。その点においては本稿の意図も同様であり、PC の実態検証のための予備的な作業にほかならない。

PC は本稿の第 1 節で指摘の通り教皇直属であるという点で、特権身分であった。ではその特権とは、具体的にどのようなものか。『教皇令状簿』の第 1 巻には、やはり第 1 節で指摘の通り、PC の特権に関する情報がほぼ皆無であった。従って PC の実態を彼らの特権にそくして検証するには、情報を『教皇令状簿』の第 2 巻以降に求めなくてはならない。次の作業との関連でいえば、本稿は『教皇令状簿』第 1 巻の限界を確認したことにもなるう。

以 上